

明治中～後期山村の生業と地域ネットワーク
— 旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻 —

渡部圭一¹⁾・芳賀和樹²⁾・福田 恵³⁾・湯澤規子⁴⁾・加藤衛拓^{5)†}

1) 滋賀県立琵琶湖博物館

2) 東京大学大学院農学生命科学研究科

3) 広島大学総合科学研究科

4) 筑波大学生命環境系

5) 筑波大学生命環境系

Livelihoods and Community Networks in Mountain Villages in the Mid- to Late-Meiji Era:
Introduction and Republication of *Minatoke Monjo* Archives in the Former Akita Domain

Keiichi WATANABE¹⁾, Kazuki HAGA²⁾, Satoshi FUKUDA³⁾,
Noriko YUZAWA⁴⁾ and Morihiro KATO^{5)†}

1) Lake Biwa Museum

2) Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo

3) Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

4) Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

5) Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

The objective of this paper is to publicize the republication of the *Minatoke Monjo* archives and, based on analysis of these archives, to elucidate the historical development of livelihoods in mountain villages in the mid- to late-Meiji Era.

In the Arase village (upper reaches of the Ani river in Akita Prefecture), which is the field site for this study, there are a number of influential families known as *oyakata* (“bosses”). In addition to one *oyakata* family, the Minato family, that lives in the central area of the village known as *arase-honson*, there are *oyakata* who live scattered in hamlets surround the village (called *shigo-buraku*).

In this study, we analyzed the role played by *oyakata* with respect to the local livelihoods from the late 1880s to the late 1890s. The following main points were yielded by the study:

First, during this period, although a small number of *oyakata* were engaged in the production of forest products, the scale of this production was decreasing. Some *oyakata* started coal mines and business supplying the coal to mines.

Second, in the late 1880s to late 1890s, the *oyakata* established full-scale mining operations of their own. These *oyakata* formed long-distance relationships with influential individuals in distant villages in intermediate and downstream reaches of the Ani River and created opportunities to earn money in the village.

Third, in the early 1900s, the *oyakata* in Arase village formed cooperative networks, and in line with national government policy, began engaging in new livelihood activities such as sake brewing and horse breeding. They promoted the development of horse breeding operations by, for example, establishing a system for collective ownership of horses imported from abroad.

In this manner, *oyakata* families brought about changes in local livelihoods and played an important role by facilitating the smooth introduction of new livelihoods. They developed both far-reaching networks and territorial relationships.

Keywords: livelihoods, community networks, mountain villages, horse breeding, *oyakata*

† kato.morihito.ft@u.tsukuba.ac.jp

1. はじめに

武家屋敷と桜並木で名高い小京都、角館から秋田内陸縦貫鉄道にゆられること1時間あまりで荒瀬という無人駅に着く。そのひっそりとした佇まいからは想像もつかないが、かつて荒瀬と周辺の集落は、その背後に全国第2位の産銅量を誇る阿仁鉱山を擁し、集落をとりまく豊富な山林資源を基盤としつつ、鉱山施設や鉱山集落むけの木材・薪炭などさまざまな物資の供給に活況を呈していた時代がある。こうした山林は燃料や生活資材を供給する雑木山として、また採草地や放牧地として人々の暮らしを支えた存在でもある。

近世の秋田郡荒瀬村（現在の秋田県北秋田市阿仁荒瀬）は北秋田市の南部を北流する阿仁川の最上流に位置し、阿仁川の支流とこれに流入する多数の沢に沿って集落を点在させている（図1・2）。山地が多く、一部の集落には阿仁マタギとよばれる専門性の高い狩猟の従事者がいたことで知られ

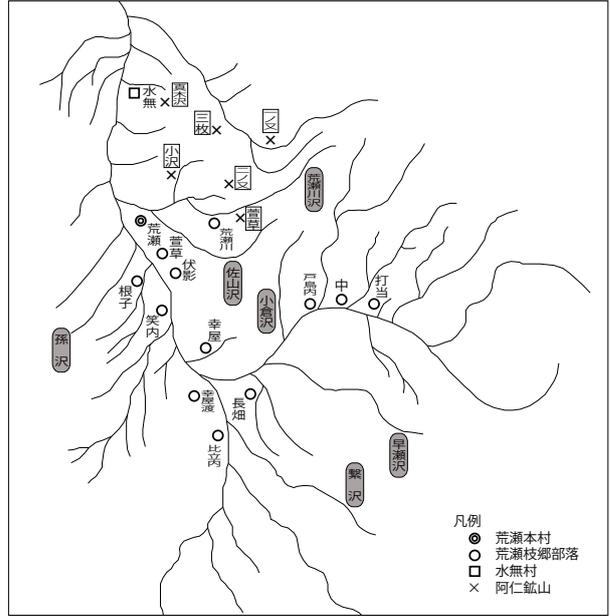


図2 荒瀬村周辺の主な村・沢と阿仁鉱山

出所「銅山片附木山沢絵図」（人間文化研究機構国文学研究資料館蔵、出羽国久保田小貫家文書 25C/00392）、「御掛山図面」（東北森林管理局蔵、別置 4-6）により作成。

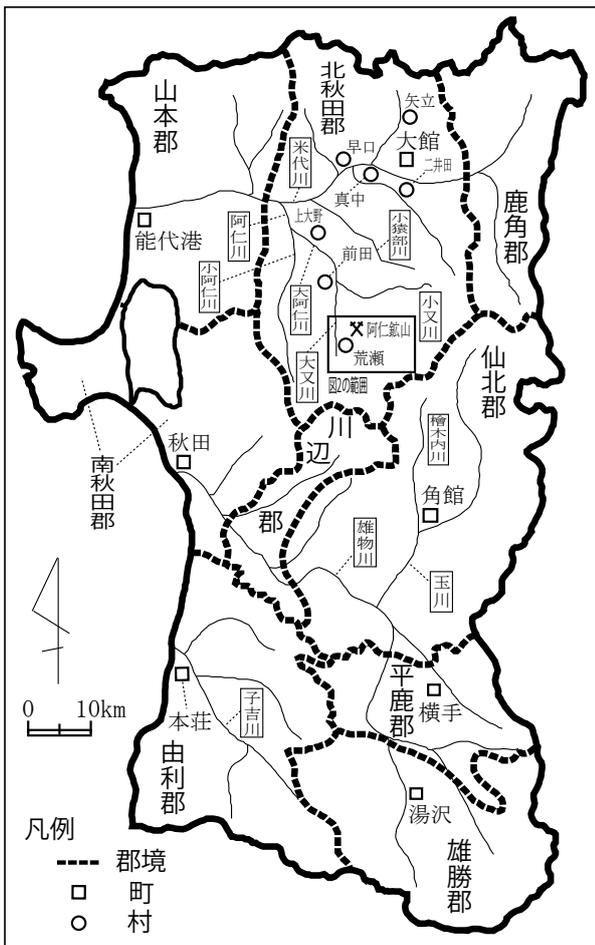


図1 秋田県の概略と阿仁鉱山の位置

出所 秋田県編（1975）『秋田県林業史』下巻、秋田県、p.40の図5をもとに加筆修正。

る。一方で17～19世紀には水田開発も進み、山村と農村の性格を兼ね備えた地域特性を有する。また戦後の昭和30年代に肉牛の飼育に移行するまでは、農耕用に馬が広く飼養され、いわゆる阿仁馬の産地として名高い地域でもある。

私たちは、2010年から、荒瀬村の村役人（肝煎）を世襲的に務めてきた湊榮興家に残された古文書およそ900点の整理と分析を進め、基礎史料となる近世～近代の文書を翻刻・紹介してきた（注1）。とくに明治期の湊家文書には、家をこえた村政への関与や、地域全体に関わる生産・生業活動にともなう史料が豊富に含まれることから、これまで明治初年の村政の変遷や、明治10～20年代の鉱山と村の生業の関わりについて考察を加えてきた。本論文はこれに続き、おもに明治20～30年代の生業をとりあげ、親方の家々が地域の生業の変遷に果たした役割を考察する。

2. 明治中～後期の山村と親方

2.1 荒瀬村の構造

近世の秋田藩の地方制度では、村請制の村は一定のグループで支配されていた。ここで扱う阿仁川上流域の場合、近世には本郷である荒瀬村のもとに、12か村の枝郷（根子村・萱草村・伏影村・笑内村・幸屋村・幸屋渡村・比立内村・戸鳥内村・

打当村・中村・荒瀬川村・土倉村)が従属する形をとっていた。村役人は、本郷に1名の肝煎と複数の長百姓、その下の枝郷にも1名の地主と複数の長百姓がおかれ、重層かつ広域的な村政システムを構成していた。枝郷のもとには、さらに下位にある小集落が数多く属していた。

本郷肝煎の行政上の権限や責務はきわめて大きく、その意味で各枝郷は本郷に従属するという縦の関係にあった。一方で、本郷と枝郷の村役人たちが村政に関わる意思決定を下したり、共同の村入用の管理を担ったりするなど、村々が横のつながりを持ち、広域的な連合として機能する場面もみられる。近世後期の関東地方の「組合村」を彷彿とさせるが、ここでいう本郷一枝郷のまともは17世紀の村請制の形成当初から長期的に機能してきた点や、単なる政策上の設定をこえて村の自治にも深く関わっている点に特徴がある。

注目すべきことに、この村々のまともは大区小区制(明治4<1871>年)、組合町村(10年)や組合戸長役場(16年)と推移する地方自治制度のなかでも維持された。近世の肝煎・地主に対応するかたちで、各村には惣代や伍長などの代表者がおかれ、しばしば村政上の寄合をもった^(注2)。さらに町村制(22年)のもとでも、上記の範囲は単独の「荒瀬村」として温存された。旧来の村は「部落」とよばれるようになり、各部落には共通に「区長」がおかれた。

以下で荒瀬村、または単に村という場合には、22年の町村制のもとでの「荒瀬村」を指す(町村制施行以前の史料を紹介する文脈に限り、個々の部落を村と記述した場合がある)。また本論文で扱う30年代には、近世の荒瀬村は「荒瀬本村」、枝郷の村は名称をとって「根子部落」などと表記されるので、本文中でも適宜それに従う。当該期には枝郷に相当する文言はみられないが、近世の枝郷にあたる諸部落を総称する際にはあえて「枝郷部落」という用語を用いておく。なおここでいう部落とは、農村社会学や民俗学でいう、自治的な生活上の組織としてのムラにあたる単位でもあり、現在では自治会として役割を果たしている。

30年代に関してみると、区長がおかれたのは、荒瀬のほか、根子・萱草・伏影・笑内・幸屋・幸屋渡・比立内・戸島内・打当・中村の11部落である^(注3)。部落は荒瀬村の下部組織と位置付けられ

ており、当時の村会でも、区長・区長代理者の改選の件がしばしば議題にあがっている。また村会の史料では荒瀬村共同財産の実態も判明するが、これによると荒瀬以下11の部落に荒瀬川を加えた12の組で構成されている^(注4)。近世にみられた上下関係は解消されたとはいえ、流域に広がる部落群の横のつながりはそのまま引き継がれ、新たな段階の村政を支え続けていたのである。

2.2 親方層の特徴

近世の村役人や明治期の区長など、地域の役職の担い手として注目されるのが、この地域で「親方」とよばれる伝統的な有力家の存在である。親方は部落に1軒ずつあり、これまでの私たちの文書調査と聞き取りによれば、荒瀬本村といくつかの枝郷部落に点在している。ここで取り上げる湊家は荒瀬本村の親方にほかならないが、ほかに枝郷部落の根子(佐藤姓)、萱草(武田姓)、笑内(中島姓)、幸屋(佐藤姓)、幸屋渡(松橋姓)、打当(鈴木姓)、中村(鈴木姓)を含め、つごう8部落を数える。なお荒瀬村より下流では、有力者に対して親方の語彙を用いることはなく、阿仁川上流地域に特徴的なものとみなすことができる。

かれらは「荒瀬の親方」「根子の親方」といったように部落名を冠してよばれ、文字どおり部落を代表する存在である。親方といえば、十分な資産・財力を持ち、村政の運営に貢献することに加え、人望にあつく、事業にも積極的な有力者として、地元の人々からある種の敬意を払われている。親方は制度的に公認された存在ではなく、親方の家々が明確な団体を構成するわけではないが、相互に親類関係にあることも少なくないなど、ゆるやかな横のつながりをもつ。親方の家々が顔を合わせて会議を開いたり、共同で事務作業を行うなどの機会も多い。これら親方の家々を本論文では親方層とよぶことにする。

ここで取り上げる湊家の主要人物の経歴によって、親方の特徴をみておこう^(注5)。湊勇吉は、天保12(1841)年1月15日に父長左衛門の長男として生まれ、明治43年6月29日に70歳で没した。豪放であった人柄がいまも語り継がれている人物である。幕末から父の長左衛門を補佐して肝煎見習などを務めていたが、6年11月2日に伍長惣代を拜命してからは、小区の副戸長、戸長と職位を

あげた。21年4月から死去に至るまで、長く荒瀬村会議員と北秋田郡会議員の要職にあった。

勇吉の長男である湊伝治は、文久2(1862)年8月11日に生まれ、昭和13(1938)年12月1日に77歳で没した。伝治本人の履歴書によると、明治10年2月に荒瀬学校訓導補手伝、12年1月から16年7月まで官林監守人と、公務についた経験がある。16年8月から30年8月まで、つまり20歳代～30歳代なかばまでは農業に従事していた。おそらく父勇吉とともに村の用務や鉦山上納請負に関わっていたのであろう。

これに次いで30年8月から39年5月まで、伝治は阿仁鉦山古河事務所の「倉庫課薪炭係」として勤め、その間34年7月から比立内出張所詰、36年1月から薪材方を命じられている。父とともに請負業で活動した経験が買われて倉庫課の勤務になったと思われる。39年5月に古河事務所を退職すると、39年12月から荒瀬村収入役、勇吉の死去直後の44年9月からは荒瀬村長を務めるなど、40歳代半ばにして要職を歴任している。本論文で扱う範囲は、最晩年の勇吉がなお盛んに家業と公務をこなし、かたわら子の伝治は古河事務所勤務を経て、村政への参加を本格化させつつあった時期にあたっている。

湊家の例が示しているように、荒瀬村域の親方の多くは、いくつかの点で、従来の研究でいう地方名望家の属性をそなえている。たとえば当時の納税額では揃って上位を占め、村の役職から村会・郡会議員や町村長に至るまで、さまざまな公職を歴任するといった点である。湊勇吉・伝治の父子が一貫して郡や村の要職にあったことは、彼らがあたかも家業の一部として地方行政を担ってきたことを物語っている。一方で、荒瀬村の親方の家には耕地の集積が乏しく、一般に地方名望家がつなぐ大規模な地主としての性格をみることができない点も特徴にあげられる^(注6)。したがって親方をその経済力だけで理解することは適切ではない。

そのことは、親方に対する地域の人々が抱くイメージからも理解することができる。一例として、自身も幸屋部落の親方である佐藤時治による回想録^(注7)をみよう。同書では地元の有力者列伝というべきものに紙幅が割かれている。湊伝治に関しては、「父親勇吉氏の豪気果断の性格に反し温厚柔和の人であった」とある。根子の佐藤忠太をさし

て「気丈夫、一徹の親方氣質、言い出せば一步も引かないと云ふ強引さ^(ママ)あった」、萱草の武田吉右衛門をさして「背も高く、男振りもよく立派な親方であった」、打当の鈴木米蔵は「一代にして村内一の資産家となった傑物で、打当の親方として重きをなした」といった具合である。

これらの人物寸評には、地元の人々が考える親方のイメージが見え隠れしている。部落の名前を冠し、屋号のようによばれる点で、一般の家とは区別された最上位の家格という意味をもつことはいうまでもない。それと同時に、「一徹の親方氣質」などという表現は、「親方らしさ」ともいべき人格的イメージが共有されてきたことを示している。このイメージは単なる土地集積や経済力に由来するわけではなく、地域のなかで彼らが果たした社会的な役割を通して、徐々に人々のあいだに認知されてきたと考えられる。

2.3 本論文の課題—親方集団の社会的役割

以上のように、阿仁川上流域の社会の特徴は、山間に点在する10以上の枝郷部落が広域的なまとまりを有している点、かつ個々の部落に拠点を持ち、親方という共通の語彙でよばれる有力者たちが重要な役割を果たしていた点にある。私たちはこれまでの研究で、このような複雑なネットワーク構造に注目し、近世に形成されたこの構造が明治前～中期にも温存されてきた事実を明らかにした^(注8)。また親方の存在に注目し、部落相互の広域的なまとまりと、これを拠点とする有力な家相互の繋がりという重層する構造があったことを指摘した^(注9)。

従来の地方名望家の研究^(注10)は、個々の家の活動の分析にとどまりがちで、その対象も大規模な地主としての活動や政治参加の局面に偏ってきた憾みがある。結果として、地域にすむ地方名望家の相互の関わりや、地方名望家集団とこれを擁する地域社会の生活・生業との関わりを検討対象とすることはほとんどなかったといえる。これに対して本論文では、上述した地域ネットワーク構造のなかで結節的な位置にあった地方名望家集団としての親方層に注目し、この家々が果たした社会的役割を考察することを課題とする。

すでに私たちは前稿で、明治10～20年代の湊家文書に大量に残されている阿仁鉦山向けの請負

業の史料を取り上げ、当時の親方の経済的活動について考察した。これによると、鉾山に資材を納める請負人は親方の家々が独占的に務めていた。かれらは耕地よりも、官林を含む山林資源を基盤とし、地域の労働力を組織しつつ、鉾山に大量の木材・薪炭を納入していた。つまり親方の家々は地域と鉾山の関わりを結節点として、多額の現金収入を獲得するとともに、地域の人々に新たな生業活動の場を生み出していたのである。

これをうけて本論文では、明治中～後期にあたる20～30年代に重点をおき、山村の生業史と地方名望家集団の関わりを主題とする。この時期には、鉾山で用いられる燃料・還元剤として、従来の薪炭に加えて石炭の利用が本格化するなど、鉾山の依存する地域資源の多元化が進み、鉾山むけの請負生産にとどまらない多様な生業活動が展開することが予想される。林産物や石炭の生産に加え、鉾山の試掘や共同酒造、また明治後期を代表する生業である畜産など、従来なかった生業の新しい動向を事例として、地方名望家集団としての親方層が山村の生業史に果たした役割を考察することを課題とする。

3. 林産物・石炭生産の展開

3.1 明治10～20年代の林産物請負

前稿^(注11)では、湊家文書にある3点の『鉾山請負綴』(湊榮興家文書636・651・728)を史料に、湊勇吉・伝治父子など親方層による阿仁鉾山に対する林産物請負生産の様相を解明した^(注12)。これらの史料に基づく解明内容を生産物別に振り返っておきたい。

まず木材は湊勇吉が請負人となって上納した明治13年10月から17年の4年間で中心であった。木炭は13年1月から18年4月まで8回の上納請負の記録が残るが、後半4回は勇吉は保証人としての関わりであった。薪は主に17年から29年にわたって7回あり、すべて勇吉が請負人となった。石炭運搬は、14年12月～15年2月に湊伝治、23年3～4月に萱草の武田吉松による請負、17年4～5月は舟子からの請負願であった。

3.2 『鉾山請負綴』と以後の林産物生産

3.2.1 木材生産

前稿では、湊勇吉らによる坑木(留木)を中心

とした木材請負生産を、『鉾山請負綴』の記述から明治13年10月より実施とした。同綴以外の湊家文書では、12年12月「(字小倉沢請負材木荒瀬浜にて削立・上納につき金円拝借願)」(湊榮興家文書629)において、小沢鉾山斎藤吾助と荒瀬村湊勇吉とが共同で、阿仁鉾山分局より字小倉沢からの木材抽出を請け負い、12年7月に「杣入」があったことが示されている。これを端緒に湊勇吉を中心とした大量の木材請負生産が17年にかけて実施された。前稿では、この5年余の期間の実態と問題解明に紙幅を割いたが、17年以降にも木材生産の事例は引き続きみられる。

まず『鉾山請負綴』のうち3点目の「阿仁鉾山古河事務処受負関係証書類綴」(湊榮興家文書728)に、勇吉を主体とする「古河阿仁鉾山事務処」または「阿仁鉾山古河事務処」への木材納入に関する史料が散見される。24年12月杉留木不足分を松材にて納入(728-102)、26年12月佐山沢共有林を対象とする雑木留木の売上願(728-117・126)^(注13)、翌27年4月雑木留木代金受取(728-125)、同年7月雑木留木の代金受取・資金融通(728-128～132)、同年12月雑木留木不足分の調達(728-141～143)、28年11月から29年2月には木材代金受取(728-163・165・170・173)、29年4月御山領^(注14)より木材上納請負(728-187・194・197)、30年5月極印沢役所へ木材納入(728-226)などである。

30年代になると、多様な文書が入った書類袋(湊榮興家文書813)内に、「笑内杉杣採要書入、明治卅八年九月、湊氏」と書かれた書類袋があり、その中に【史料9】がある。36年7月11日「杉杣組合約定書」である。根子の親方である佐藤忠太が勇吉と合意の上、「組合杣取協同」とする史料で、佐藤は湊とともに、笑内在住の細井勝之助・山田徳松2名の私有林からスギ立木316本を立木代388円で買い入れ、伐出、売却し、その損益は両者に「同等之権利」があるとする定約書である。これに綴られる同年同月13日「杉立木売渡証」は、その立木について、小規模な5か所のスギ林を毎木調査して、その立木代を受け取った細井・山田両名が佐藤にあてた証文で、伐採期限は3か年、すなわち39年6月までとしている。同書類袋中にある【史料11】によると、この立木は38年9月に伐採され、立木316本から丸太1730本が計算されて、それらは同年10月から翌39年1月までに古河鉾業所内

の木材置場に届けられ、販売される予定であった。実際に同書類袋内には、38年12月にその木材を川下しした費用帳もあり、実行された実態がわかる。

しかし、30年代の木材生産に関する史料はこの1件のみである。これにおいても湊家は資金融通や保証人としての協力者であって、生産の主体は根子の親方の佐藤家であり、規模も極めて小さいものであった。阿仁鉦山古河事業所への用材納入は、伝治が納入受け入れ側の同所に勤務したこともあり、湊家の手を離れ、枝郷部落の親方層を中心に進められたと類推される。

3.2.2 木炭生産

『鉦山請負綴』での木炭の記載は、明治13年から18年までであった。『鉦山請負綴』に掲載のない19年8月から22年12月の間に、湊家文書には2点の史料がある。20年2月の史料（湊榮興家文書701）は、荒瀬村の湊慶助から湊勇吉にあてた定約証で、「荒瀬村官山字孫沢」の雑木払い下げ、「薪炭伐出シ」のため資本金借用がその内容である。22年4月の史料（湊榮興家文書708）は、「比立内村」木炭庫用の丸太手配についてである。湊家が製炭を請け負う史料ではない。つまり19年以降は、木炭の上納請負は実施されていないことが分かる。

20年代には、鉦山の燃料・還元剤は薪炭から石炭へと転換をはじめたものの、阿仁・小坂鉦山での薪炭需要は大正期まで高い水準を維持した^(注15)。前稿で見たように荒瀬村内ではその生産は枝郷部落の親方層に移っていたと推定され、湊家文書には残されていない。

木炭については、一方で近代都市の発達により、その採暖用燃料として需要が拡大した。荒瀬村でも、大正期以降には家庭用白炭生産が製炭の中心になっており、鉦山への上納請負生産とは異なる製炭者と炭商人による生産構造に移行していた^(注16)。近世以来の製錬用木炭の製炭法と大正期以降の白炭のそれとの違いは今のところ判明しないが、明治後期から大正期にかけて技術改良があったと考えられる^(注17)。

3.2.3 薪生産

明治17・18年以降、木材・木炭に代わって湊家の上納請負の中心に位置したのが薪生産であった。【史料6】は『鉦山請負綴』後の33年9月、萱草鉦山の御山領腰戸沢から150棚、635円余りを萱草鉦山「出張所構内薪積場」へ納入請負をするとい

う内容の願書である。30年代にも湊家は薪の上納請負を続けていたことはわかるが、これがほぼ唯一の史料である。その規模も大きくない。

明治後期に薪は木炭と同様、阿仁鉦山で鉦業用燃料として利用しつづけられるとともに、鉦業所・鉦山住宅での採暖・厨房用の使用も大きな割合を占める。この時期、湊家に関する史料がなくなった理由は、同じく伝治が阿仁鉦山古河事務所に勤務していたので、薪生産にも湊家以外の親方層が広く関わっていったためと思われる。

阿仁鉦山に納入する木材、木炭、薪という林産物生産において、20年代、あるいは30年代以降、荒瀬本村の湊家に代わって枝郷部落の親方層がより大きな役割を担った点に、本論文が対象とする時代の特徴を見出せるであろう。

3.3 石炭生産の展開と特徴

阿仁鉦山の周辺に、戦後復興期には表1に示した炭鉦があった。同表に掲げられた炭鉦のなかには、本論文の対象となる明治中～後期に操業しておらず、昭和戦前期に開坑したものも多い。逆に明治期に操業していたが、ここに記されない炭鉦もある。

湊家文書にも石炭の生産・運搬に関する史料が残されている。明治初めの明治3年6月に石炭見分の客を同家に宿泊させることに始まり^(注18)、『鉦山請負綴』での初出は14年12月10日（湊榮興家文書636-004）で、萱草炭鉦からの石炭運搬に関する史料である。以下、石炭運搬の史料が23年まであり、幸屋の石炭坑を記す27年11月26日の史料（湊榮興家文書728-136）まで見られる。

『鉦山請負綴』以外の湊家文書では萱草炭鉦に関する史料が多くを占める。その開始は21年6月の「示談書」（湊榮興家文書705-017）である。これは萱草の武田吉松が私有林内に石炭層を発見し、借区を願い出るにあたり「故障」はないむね古河市兵衛に提出したものである。23年12月の【史料2】は、武田吉松が実際に農商務大臣にその借区を願い出た史料である。

33年9月の【史料5】も石炭採掘の史料である。場所は現在大字阿仁根子にある「根烈」ほか2つの字と「滝ノ下」の石炭山とあるため、大阿仁炭鉦のスタートに当たる採掘契約書と思われる。上大野村上杉（現北秋田市大字上杉）の匹田吉太郎・

表1 阿仁鉱山周辺の炭鉱

名称	鉱業権者 ¹⁾	所在地 ²⁾	開発史
奥羽無煙炭鉱	電気化学工業株式会社	前田村湯ノ岱・七日市村	明治17年頃小坂鉱山により稼行。変遷を経て昭和13年同社の経営に。桂瀬駅まで17kmの索道架設。同22-25年の出炭量1万2000-1万7000t。同44年8月閉山。鉱区は前田坑：前田地区小又川上流湯ノ岱、丹瀬坑：前田地区小又川上流丹瀬沢、七日市坑：小猿部川上流大湯津内川。
東北前田炭鉱	東北無煙炭鉱株式会社	前田村湯ノ岱	昭和9年頃から個人経営。同14年東北鉱山株式会社（同社前社名）の経営に。阿仁前田駅まで営林署軌道22kmを利用して輸送。同22-25年の出炭量1万2000-1万4000t。同44年8月閉山。鉱区は前田地区小又川上流湯ノ岱。
荒瀬炭鉱（かつて露熊炭鉱）	松本建設株式会社	阿仁合町・大阿仁村露熊	明治27年頃地元村人により発見。同29年旧阿仁合町山田米吉が鉱業権取得、古河阿仁鉱山の製錬用に売炭。鉱山に水力発電所完成により同31年操業中止。鉱業権は大正6年旧阿仁合町山田忠胤、昭和12年工藤元吉、同16年松本勝太郎、後に松本建設株式会社。荒瀬より4kmの道路のち索道、阿仁合駅までトラック輸送。同22-25年の出炭量6000-1万1000t。同36年生産停止。
大阿仁炭鉱	大阿仁炭鉱株式会社（阿仁合町）・土井彦太郎（東京都）	大阿仁村根子、荒瀬炭鉱に隣接	明治34-42年阿仁合町山田理左衛門が採掘、古河阿仁鉱山へ石炭200t/月を供給。同42年比立内発電所落成のため中止。坑道の多く埋没・崩壊。昭和13年岩手の小田島季吉が買収、同14年より鉱業権者土井が経営、同16年に阿仁合駅までの索道開設。同22-25年の出炭量7000-1万t。同36年頃生産停止。
萱草炭鉱	金龍山炭鉱株式会社・清水寛水（岩手県岩手郡御明神村）	大阿仁村萱草	明治10年頃官行事業として採掘、阿仁鉱山へ製錬用に石炭を供給。同19年から古河市兵衛経営。同30年阿仁鉱山に水力発電所完成により操業中止。大正6年東京の松尾永次郎ほか2名に試掘許可、同年より東京の秋田興業合資会社に譲渡され同社が経営。以後6名の手を経て、昭和23年に採掘調査開始、同26年から同社が経営、同32年に操業中止。同22-25年の出炭量700-2000t。
宝産炭鉱	宝積一	大阿仁村中村	昭和14年から18年に石原産業が操業。その後松橋勝治・木村正高が鉱山権を譲り受け操業、21年宝積一に鉱業権を譲渡。炭質良好ながら、埋蔵量少なく25年に休山。
古河山一炭鉱	古河林業合資会社（東京都中央区）	大阿仁村幸屋渡	明治期に古河阿仁鉱山の動力用として採掘。大正-昭和初期に松橋勝治が操業。昭和22・23年頃山元久蔵が開坑、索道準備。同28年の出炭量1500t。

出所) 松田広房編 (1954) 『北秋田郡大阿仁村発達史』大阿仁仏教会、pp.129-134。阿仁町史編纂委員会編 (1992) 『阿仁町史』阿仁町、pp.775-777。秋田県地下資源開発促進協議会・財団法人秋田県鉱山会館編 (2005) 『秋田県鉱山誌』財団法人秋田県鉱山会館、pp.214-223により作成。

注1) 1950年代前半の鉱業権者を示す。
 注2) 1950年代前半の所在町村名・字名を示す。

藤島長右衛門が、匹田も所有する根子の鉱脈に「採掘特許」すなわち採掘権を得て、萱草の武田吉右衛門が稼行人として出炭、阿仁鉱山古河事務所へ運搬する「坑夫雇方及出炭・運搬人馬雇方」を請け負い、請負も契約している。

前述したように20年代より鉱山の燃料・還元剤として、薪炭とともに石炭が使われるようになったため、阿仁鉱山への石炭供給が始まる。その担い手として現れる武田家は、萱草の親方でもある有力家である。石炭の生産に、荒瀬本村と多くの枝郷部落の親方層が様々な形で関わっていたことが分かる。

阿仁鉱山は明治末期・大正初期に最盛期を迎えるものの、大正後期からは銅山としての採算がとれなくなり、昭和6年休山に至る^(注19)。表1からは、阿仁鉱山周辺地域の炭鉱が明治後期以降いったん閉山し、その後阿仁鉱山とは異なる対象への供給を目的に、地域外を中心とした企業や鉱山師によっ

て再開され、新たに開坑されていく傾向を読み取ることができる。

4. 鉱山の試掘と経営

4.1 明治初年の鉱山開発

明治2年2月、新政府は行政官布告第177号をもって「其地居住之者共故障筋無之候ハ、其支配支配之府藩県願之上掘出不苦候」と定め、住民に支障がない限りは民間による鉱山開発を認める方針をとった^(注20)。その後、4年4月には、太政官布告第173号で「其地方官ニ於テ身元取調、相応ノ仕法相立候分ハ、伺之上御差許相成、相当ノ税為相納、請負可申付候」とあるように、審査に基づく許可と納税の義務が明記された^(注21)。

翌5年3月になると、太政官布告第100号により、全5か条の「鉱山心得」が公布された^(注22)。これは「其地面ハ地主ニ属ト雖トモ、其地ニ在ル所ノ鉱物ハ、其地表ニ現ハル、ト地底ニ在ルトヲ論セ

ス、ミナ政府ノ所有物ニシテ、地主ノ私有ニ非ス」と、鉱山の政府所有原則（いわゆる鉱山王有制）を宣言したものである。この原則のもとでは、「諸府県管轄下ニ於テ国民ノ開採セルモノハ、悉政府ヨリノ請負稼ニ非ルコトナシ」とあるように、民間による鉱山開発はすべて政府からの請負というかたちをとることになった。

さらに翌6年7月には、太政官布告第259号をもって「日本坑法」が制定された^(注23)。同法は全33か条からなり、「試掘ヲ作シ、坑区ヲ借り、坑物ヲ採製スル事業」について、その手続きなどを子細に記したものである。これにより、鉱山開発の希望者は、試掘のうえ、対象となる坑区を15年期限で借用（借区）し、請負で経営するよう定められた。

こうした鉱山開発をめぐる法整備にともない、明治初年には、各地で多数の鉱山が開発されるようになった^(注24)。湊榮興家文書からは、荒瀬村周辺も同様の傾向にあったことが窺える。たとえば6年3月には、湊勇吉が代人北村豊松を通じて、荒瀬村官山繁沢・兵治沢・左衛門九郎沢・清水沢・勘之丞（定）沢での鉱物（いずれも金）試掘を、秋田県令の杉孫七郎、秋田県参事の平川光伸へ出願しており、4月に許可を得ている^(注25)。さらに同5月には、湊勇吉・高関仁左衛門・高関仁右衛門の3名が連名で、荒瀬村官山字早瀬沢での鉱物（いずれも銀）試掘を、同じく秋田県令の杉孫七郎、秋田県参事の平川光伸と秋田県七等出仕の嶋田泰夫へ出願し、許可を得ている^(注26)。資金難のため、早くも8月には試掘中の繁沢・早瀬沢の鉱山を瀬川安五郎という人物へ譲渡する約定書を作成しているものの^(注27)、こうした事例からは、勇吉の鉱山開発に対する積極的な姿勢を看取できる。ちなみに早瀬沢の鉱山経営は、少なくとも翌7年5月まで継続していることが確認できる^(注28)。

ところで、こうした勇吉による鉱山開発の動向は、周辺地域からも注目を集めていた。6年6月には、仙北郡坂元村の安倍貞右衛門・橋本五郎兵衛がモミナエ沢での鉱物（銀）試掘を出願するにあたり、代理人と考えられる門脇吉郎兵衛が勇吉を訪ね、「願向不案内ニ候故添心致呉」と依頼している^(注29)。その意図は明確でないが、試掘の出願手続きの指南と推測される。

4.2 鉱山開発のネットワーク

湊勇吉による鉱山開発について、詳しい内容がわかるのが、明治22年12月ころに発見された荒瀬村字粕内85番地・87番地・96番地の鉱山の場合である。勇吉と庄司半五郎の間で取り交わされた同月11日付の「約定証」【史料1】には、同所の「借区願」に許可が下りた場合の当面の経営方針が記載されている。同史料によると、必要経費は折半で支出し、利益も均等に分配することになっていた。ただし勇吉は、これまでも字粕内の鉱山開発に投資してきた経緯があるため、利益のうち300円は同人が優先的に受け取る契約であった（第1条）。また、鉱物の産出が好調の場合には、第三者へ売却することも視野に入れられている（第2条）。なお当面は、坑口より30間（1間は約1.8メートル）程度を採掘の対象とし、さらに産出の見込みがあれば採掘を継続する予定であった（第3条）。

また、湊勇吉・高橋吉太郎・一ノ関寅之助の間で取り交わされた25年4月17日付の「仮約定書」【史料3】からも、近隣有力者による鉱山の共同経営の様子が窺える。同史料によると、24年6月から勇吉・吉太郎・寅之助と横山勇喜の4人は、①吉太郎が借区許可を得た北秋田郡早口村字木越の鉱山と、②寅之助が試掘許可を得た同郡真中村字大沢の鉱山を共同経営してきたが、今回吉太郎は都合により全権を残りの3人に譲渡することになった（第1条）。その譲渡にともなう代金500円は、勇吉・寅之助・勇喜が166円余りをそれぞれ負担する計画で、寅之助は4月30日までに支払い、勇吉は今後の利益を充当する契約であった。ただし吉太郎の全権譲渡は、勇喜不在のなかで仮に決定されたものであり、勇喜が譲渡代金の支払いを拒否した際には新規の共同経営者を募集し、それが叶わなかった場合には吉太郎が共同経営に引き続き参画することになっていた（第2条）。また全権譲渡にあたり、吉太郎は早口村字木越の借区名義を4月30日までに寅之助へと変更する予定であった（第3条）。なお全権を譲渡した吉太郎は、いずれの鉱山に対しても権利を喪失するが、共同経営にあたって24年6月26日に作成された約定書の一部については引き続き有効とされた（第4条）。そして上記内容について勇喜の承諾が得られた場合には、5月27日までに本約定を取り結ぶという（第5条）。

ちなみに共同経営者として名前のある庄司半五郎は、荒瀬村よりわずかに下流にある水無村（現、北秋田市阿仁水無）の人物である。おなじく共同経営者である一ノ関寅之助は、北秋田郡二井田村（現、大館市二井田）の居住であった。二井田村は阿仁川が米代川に合流する地点から上流に遡った地域で、現在の交通ルートでも荒瀬とは50km近くを隔てている。この寅之助と勇吉は、以前から鉱山開発にかかわる情報をやりとりしていたようで、寅之助が勇吉へ宛てた20年11月6日付の書状には、寅之助が前田村字大桂・小桂沢での試掘を出願した旨が記されている^(注30)。

この二井田村一ノ関家との繋がりには興味深い背景がある。というのも湊家の過去帳に記載された親族関係の情報によれば、湊勇吉は二井田村の一ノ関平左衛門家の次女サタを妻に迎えており、その子の伝治は、平左衛門の三男直之助の長女シゲ子をやはり妻としている。平左衛門家と寅之助家との関係は明らかではないが、2代にわたって遠隔地の同じ村と通婚があるというのは異例のことで、勇吉と伝治の世代には、二井田村との交際の行き来は頻繁であったはずである。それが一ノ関寅之助との事業上の連携と無関係であったとは考えにくい。

ちなみに湊家では、これ以前も歴代当主の妻は村外（町村制以前の荒瀬村およびその枝郷村々以外）から婚入している。勇吉より前の3代に関してはその出身地が判明するが、いずれも近隣の鉱山町からである。つまり湊家にとっての通婚圏が飛躍的に拡大するのは勇吉・伝治の代からであり、共同経営者としての二井田村一ノ関家との繋がりには、そのような親族関係の広域化とも関わるかたちで、この時期にあらたに形成されたものだったのである。

4.3 粕内鉱山の展開

明治23年9月には、法律第87号をもって「鉱業条例」が公布された^(注31)。この条例は全92か条におよび、25年6月に施行された。同条例は「鉱物ノ未タ採掘セサルモノハ国ノ所有トス」とあるように、鉱山の政府所有原則（いわゆる鉱山王有制）を事実上撤回したところに大きな特徴があった。そして、土地所有権とは別に鉱業権を定め、借区制度を廃止して、採掘を永久の権利とした。これ

は「日本坑法」が借区に15年の期限を設け、再出願の許否も不確実であったため、長期的な開発計画の立案を制約していたことへの対応と考えられる^(注32)。

こうした「鉱業条例」に基づき、湊勇吉は28年7月12日、「金銀銅鉛鉄鉱試掘認可願」[史料4]を作成し、秋田鉱山監督署に対して、荒瀬村のうち小字法度山・粕内・中野の民地・官地合計26万6256坪での鉱物試掘を出願している。

こうした試掘の結果、比較的良好な成績を上げたのが、以前から開発を継続している粕内鉱山であった。33年8月10日には、勇吉の出願に対して第5765号「鉱業特許証」が交付され、粕内鉱山の鉱区9万6590坪での採掘が正式に許可されている[史料7]^(注33)。

この特許前後における粕内鉱山の経費の推移などをまとめたのが、表2である。同表によると、経費の大部分は職工賃で占められていた。採掘は直営ではなく、坑夫による請負を基本とし、32年8月から34年11月までの1か月あたりの請負堀坑夫数は、54人日から228人日とひらきがあった。このほか、鉱夫頭中村常助の給金や雑務に支払われた賃金が「通常」の賃金として計上されているが、これらの割合は請負堀坑夫の賃金と比較すると小さい。採掘中の需要品代は、釘や木材の代金である。採掘に必要な火薬類の代金は、請負堀坑夫の賃金に含まれている。同期間において洗鉱費が明記されているのは、33年11月から34年4月までの6か月間のみである。これが帳簿の不備なのか、洗鉱を行うだけの採掘成績を上げたのが上記期間のみであったのかを判断することは、史料が限られているため困難である。3か月間のみ粕内鉱山の鉱石産出量が判明するので、表3に一覧した。これによると、粕内鉱山の主要産出鉱物は銅であった。ちなみに採鉱は男性、洗鉱は基本的に女性が務めた。また毎年11月には、鉱区税として28円

表3 明治期における粕内鉱山の産出量

単位：貫目					
年	月	銅	鉛	その他	合計
33	12	155.5	27.6	—	183.1
34	1	346.7	29.5	7.6	383.8
	2	108.0	3.2	2.5	113.7

出所)「坑内堀延賃調」(湊榮興家文書710)、「坑夫・洗鉱夫・雑夫賃金支払証【判読不能】」(湊榮興家文書838)により作成。
注) —は該当記載なし。

80 銭を納入している。なお、これらの経費や鉱区税は、湊勇吉が葛西重雄を通じて阿仁古河鉱業所（阿仁鉱山を経営）から借用していた^(注34)。粕内鉱山をめぐる勇吉と阿仁古河鉱業所との関係は不明であるが、阿仁古河鉱業所が阿仁鉱山だけでなく、地域の有力者を通じて、周辺の小規模鉱山にも投資していた事実は興味深い。

こうした粕内鉱山の開発が、湊家にどれほどの利益をもたらしたのかは、史料的制約から明らかでないが、坑夫・洗鉱夫といった一定の稼ぎの場を創出した点は重要と考えられる。

5. 共同酒造と親方

5.1 酒造の共同運営

大正6 (1917) 年に刊行された『秋田県醸造志』^(注35)によれば、清酒、醤油、味噌などの醸造品は近代秋田県における重要物産のひとつであり、とくに酒類は産額320万円に達し、将来最も有望で発展の余地多き生産品であると位置づけられている。ただしこれは、いわゆる酒造家による商業的な生産である。一方、秋田県には近世から続く「自家用酒醸造」の歴史が広範にみられたが、これに関してはこれまでほとんど明らかにされてこなかった。それは「自醸自飲」という性格上、史料が残りにくく、論証が困難であったからだともいえる。

しかし、近代日本において酒造税に関わる制度が整えられ、自家用酒造業も課税の対象に含まれたために、醸造免許の申請、醸造量と納税額の報告、醸造組織の整備などに関する史料が各地に残されるようになった。湊家文書に含まれる明治35年1月の「酒類共同製造規約」**[史料8]**、「明治参拾五年 協同酒造申込書」をはじめとした荒瀬村の酒造に関わる一連の史料は、まさにそのような経緯で残されたものと考えられる。

規約によって確認しうる「共同酒造」の仕組みは以下の通りである**[史料8]**。組合では1年間に50石醸造し、酒税法の改廃などがない限り、毎年これを継続する(第1条)。部落ごとに総代を決め、酒造希望者を取りまとめ、各人が醸出米、税金、雑費を負担する(第2条)。酒造免許を受ける代表者を湊勇吉として(第3条)、酒造用器具費は各部落で負担する(第5条)。実際の酒造申込者の総数は約500戸であった。つまり、500戸分の自家醸造を荒瀬村というまとまりで運営する「共同酒造」

というしくみによって統括するようになったのである。

5.2 酒造共同を支える地域ネットワーク

『東北六県酒類密造矯正沿革誌』^(注36)によれば、東北地方の中でも、とりわけ秋田県、岩手県、宮城県は自家醸造が盛んな地域であった。しかし、明治32年に法令によって自家醸造が禁止されてからは、自家醸造は「酒類密造」の取り締まりの対象となった。

荒瀬村で展開した共同酒造は、おそらくこの時期に自家醸造が禁止されることへの対応策であったと考えられる。30年には秋田市の人物によって『酒造税法施行規則及自家用酒税法施行規則申請申告書様式』^(注37)が発行されており、その周知が図られた。

さて、では具体的に荒瀬村の共同酒造はどのような組織によって成り立っていたのだろうか。「酒類共同製造規約」の末尾にある各部落の惣代人の署名をみると、荒瀬組、萱草組、根子組、笑内組、伏影組、幸屋組、幸屋渡組、比立内組、長畑組、戸島内組、中村組、打当組となっており、近世の本郷一枝郷を基盤として共同酒造が成り立っていることが窺える。また、醸出米、税金、雑費の取りまとめは部落ごとになされたことは先述したが、その具体的な構成は表4の通りである。

代表者である湊勇吉の属性については繰り返すまでもないが、各部落の総代人をみると、萱草の武田家、根子の佐藤家、笑内の中島家、幸屋の佐

表4 共同酒造の参加部落の構成と負担

村	抛出米 (白米)	税金 (円)	手数料米 (玄米)	加入者数 (人)
荒瀬	9石2斗	138.0	2石2斗 8合	97
萱草	3石4斗	51.0	8斗1升3合	29
根子	8石6斗	129.0	2石6斗 4合	63
伏影	2石2斗	33.0	5斗2升9合	17
笑内	2石4斗	36.0	5斗7升6合	47
幸屋渡	6石2斗	93.0	1石4斗8升8合	42
幸屋	3石9斗	58.5	9斗3升6合	34
比立内	3石4斗	51.0	8斗1升6合	42
戸島内	4石	60.0	9斗6升	58
中村	3石7斗	55.5	8斗8升8合	28
打当	3石4斗	51.0	8斗1升6合	22
合計	50石4斗	756.0	12石9斗 6合	479

出所) 抛出米・税金・手数料米は「酒類共同製造規約」(湊栄興家文書845)、加入者数は「協同酒造申込書」(同847)により作成。注)「協同醸造申込書」には「長畑」の22名が含まれているが、「酒類共同製造規約」には含まれていないため、表からは除外した。

藤家、幸屋渡の松橋家、中村の鈴木家、打当の鈴木家と、荒瀬村の各部落に散在する8人の親方はすべて名を連ねた形である。加入者の出資額は一律ではないが、それぞれの部落内では総代人が最大の金額を拠出していることが確認できる（比立内など一部の例外もある）。組織上も財政上も、共同酒造は親方集団とそれに率いられた部落のまとまりを基盤としていたのである。

5.3 近代的組織への再編過程

日本全国、とりわけ東北地方で盛んであった自家醸造が禁止された背景には、日清戦争以後に国費が膨張し、酒造税の増額によってその一部を補おうとした政府の意図があった。自家醸造を余さず課税の対象とするために、その体系的な把握と組織化が求められた。

荒瀬村にみられる共同酒造は、地域におけるその具体的な展開であったと推測される。つまり、明治30年代半ばから共同酒造の史料が集中的に残されているのは偶然というよりもむしろ、酒税法の制定と自家醸造の禁止への対策が求められた証左と解釈することもできるのである。

その際に興味深いのは、近代的な法令に対応するための近代的組織への再編過程で大きな役割を果たしたのは、近世からこの地域のネットワークとして機能してきた本郷一枝郷（荒瀬本村一枝郷部落）という広域的な地域社会と、それぞれの部落を拠点とする親方集団であったという点であろう。500戸もの酒造申請者統括する荒瀬村は、村民にとっては暮らしに根差した自家醸造を継続するための仕組みとして、国家にとっては酒造税を納める主体として重要な役割を果たしたのである。

6. 馬産改良と親方

6.1 湊家の馬産史料とその背景

秋田県は日本有数の馬産県であり、明治後期の日本の馬匹改良政策の影響を強く受けた。明治33年3月24日に発布された産牛馬組合法に基づき、全国各地で産馬組合や畜産組合などの馬産農家の団体が組織されたことがすでに知られている^(注38)。秋田県でも30年代に馬産の生産組織の整備が進み、38年3月の県令で種畜改良組合の設置が定められた。これは日露戦争前後の馬匹改良の高まりに応えるべく、それまで個人単位でなされてきた種畜

の貸与を、新たに設ける種畜改良組合単位（一町村以上の区域）で行うことを主眼とするものであった^(注39)。

北秋田郡荒瀬村は、北秋田郡内でも伝統的に馬産地として名高く、流域の名をとって「阿仁馬」の名称も使われる。『秋田県畜産史』によれば、「本郡（北秋田郡）は県下第一の産馬地にして従来声価を得たり」といい、なかでも「大阿仁方面は荒瀬地方を中心と」するもので、「体尺概ね四尺六寸以上に達す」という体格のよさを特徴とした^(注40)。荒瀬村では馬市も開催され、季節的には県内ではもっとも遅く、30年代には毎年11月17日からの3日間であった。

荒瀬村では37年10月に荒瀬村産馬組合を結成していたが、上述の県令をうけ、38年8月27日に産馬組合を解散、新たに荒瀬種畜改良組合を結成している【史料10】（その後の39年に、秋田県では種畜改良組合を種牛馬区と改称し^(注41)、荒瀬種畜改良組合も荒瀬村種牛馬区となった）。現在、湊家に残されている馬産関係の史料は、種畜改良組合の結成直後から種牛馬区となる前後、すなわち38年から41年にかけての期間のもので、合計8冊の帳簿を見出すことができる（表5）。いずれも分厚い綴で、情報量は豊富である。

この帳簿の性格を考える上で参考になる史料として、湊勇吉が種牛馬区の区長に選出された直後、40年4月14日時点の引継目録がある【史料23】。ここには15項目ほどの帳簿が書き上げられている。現存する帳簿のうち6冊は、この引継目録に同じタイトルが記載されているので、湊家文書のなかの馬産史料は、種畜改良組合・種牛馬区の事務所に備え付けの公文書であったと判断してよい。その代表を勤めていた湊勇吉がなんらかの経緯で帳簿を自宅に残したのであろう。

現存する帳簿のうち、『種畜改良組合会録事』（湊榮興家文書909）と『秋田種馬所種畜種付願牝馬検査日誌』（同907）は、引継目録ではそれぞれ1冊で完結している。いずれも当時の基本帳簿であったと思われ、内容的にもまとまった好史料である。一方で、引継目録掲載の帳簿のうち、9冊ほどは残されず、現時点では散逸したものと判断せざるをえない^(注42)。以下の論述では、基本的には完結性の高い史料に依拠し、適宜それ以外を参照することとしたい。

表5 湊榮興家所蔵の馬産史料一覧

番号	表題	年代	作成者	目録
892	明治三十八年以降、規則書類綴	明治39年1月22日 ～41年10月23日	荒瀬村種畜改良組合事務所	不明
894	明治三十八年以降、諸願届綴、当業者提出ノ分	明治38年9月1日 ～41年6月22日	荒瀬種畜改良組合事務所	あり
906	発送收受事務件名簿	明治39年2月21日 ～39年12月17日	荒瀬種畜改良組合	あり
907	明治三十九年、秋田種馬所種畜種付願牝馬検査日誌	明治39年4月27日 ～41年10月16日	荒瀬村種畜改良組合事務所	あり
909	明治三十九年より四十三年ニ至ル、種畜改良組合会録事	明治38年8月27日 ～42年10月2日	荒瀬村種畜改良組合	あり
1006	明治四拾年、雑書綴	明治40年4月14日 ～40年5月21日	荒瀬村種牛馬区	不明
1007	明治四拾年、甲号往復綴	明治40年1月31日 ～41年11月15日	北秋田郡荒瀬種牛馬区	あり
1008	乙号、明治四拾年、理事事件銘簿	明治40年1月7日 ～40年10月24日	荒瀬村種牛馬区	あり

出所) 湊榮興家文書892・894・906・907・909・1006・1007・1008により作成。
 注) 「年代」欄は、各綴のなかで冒頭と末尾の書類の年月日とした。「作成者」欄は、表紙の記載によった。「目録」欄は、湊榮興家文書1006に収める「荒瀬種牛馬区事務引継目録」(明治40年4月14日)【史料23】に記載のあるものを「あり」とした。

秋田県の馬産史のなかで、30年代末からの数年間は飛躍的な発展期にあっている。やはり『秋田県畜産史』によれば、20～30年代なかばまで洋種雑種の生産は年間数十頭規模の水準で、「何等の進展を見るに至ら」なかった。38年に「在来種牡馬の大淘汰」を行い、欧米からの輸入の種牡馬が増加すると、にわかに雑種^(注43)の生産数が伸び、40年に2000頭、45年には8500頭に達したという^(注44)。なお秋田県では、その後重種系(大型馬)の種牡馬が流行し、いわゆる「重種万能時代」^(注45)を迎えるが、ここで扱う明治後期にはまだその動きはみられない。

6.2 村の馬産組織と親方層

村の馬産組織はどのようなものだったのであろうか。荒瀬種畜改良組合(以下、組合)の体制については、『種畜改良組合会議事』(湊榮興家文書909)と『規則書類綴』(同892)から、その詳細を把握することができる。まず組合の組織構成について、『規則書類綴』に収める「荒瀬種畜改良組合定款」によると、組合員は荒瀬村一円の馬の生産者とされ、役員として、組長、副組長、会計員(各1名、ただし会計員は荒瀬村収入役に委嘱)に加え、評議員(18名)をおくことが規定されている^(注46)。

明治38年8月27日に開催された旧産馬組合の評議員会で、新たな組合の評議員が選挙で選出されている(表6)【史料10】^(注47)。組長は、当時の

村長であった山田理左衛門が、副組長はおなじく助役であった山口為太郎が務めている。評議員は、部落によって2～3名とばらつきはあるものの、荒瀬本村のほか、根子・萱草・伏影・笑内・幸屋・幸屋渡・比立内・戸島内・打当・中村の枝郷部落からまんべんなく出されている。たいていの人物は各部落の区長も兼ねている。また確認できるかぎり、40年まではメンバーは一定である。

評議員の顔ぶれをみると、前述した親方8名のうち、7名までがここに名を連ねている(湊勇吉は旧産馬組合の委員で、組長の立場にあったが、このとき新たな組合の評議員としてあらためて選出されている)。組長・副組長は、当初は上記のとおり村長と助役が務めたが、40年3月28日には、当時の産馬委員の互選により、区長湊勇吉、副区長佐藤忠太(根子の親方)という布陣となる^(注48)。このように産馬組織は、荒瀬本村と枝郷部落のネットワークによって構成され、かつ有力な親方層に率いられるという性格を色濃くもったことがわかる。

組合の事務所は、荒瀬村役場のあった荒瀬本村(字段ノ上)におかれ、各種の業務や会議(通常会・臨時会の2種)が執り行われた。議事の内容にも簡単に触れておこう(表7)。種畜改良組合の段階では評議員会(No.2-3)、種牛馬区になってからは協議会、委員会、種馬区会など(No.4-12)、計12回の会議の議事録が残されている。当初は各種規

表7 荒瀬種畜改良組合・荒瀬村種牛馬区の会議議事録と主な議題

No.	年	月日	議事録の表題	主な議題	翻刻
1	明治38年	8月27日	産馬組合会々議録	・産馬組合の解散と荒瀬種畜改良組合の設置について ・産馬委員選挙および結果(当選者20名)について ・定款中にある費目(筆墨紙料・交際費)の削除について ・牝馬品評会の開設について	[史料10]
2		3月11日	評議員会録事	・基金造成規定の承認について ・種馬所出張種付規定の承認について ・洋種種牝馬管理規定の承認について ・種馬所出張に関する経費予算の承認について	[史料12]
3		4月28日	評議員会議事録	・厩舎の建設困難につき、当分は萱草で種付することの請願について ・残雪のため追検査と種畜1頭の追加派遣の申請について ・浦霧号・庭草号飼養者2名辞退にともなう飼養者の決定について	[史料15]
4		8月30日	畜産協議会	・種馬所創立記念日の馬頭観音祭典への参加について ・馬制局による退却雑種以上の優等の牝馬取調への対応について	—
5	明治39年	9月16日	協議会議事	・中島亀五郎・笑内部落による秋田県産牛馬組合の種畜借入について	[史料20]
6		10月6日	産馬協議会議事録	・山仙号を打当・中村・戸島内部落に任せ鈴木久治方で飼養させることについて ・今後の種畜貸与の場合の幸屋・比立内部落の優先権について ・一定額以上の種畜を購入する者への助成について ・燕麦の残部の特売について ・阿仁合町糶場へ出場に関する打ち合わせの委員の選出について ・濠洲牝馬3頭の管理人の書き替えについて	[史料21]
7		11月19日	産馬協議会議事録	・種付所は荒瀬本村ではなく萱草として出願することについて ・佐藤忠太が種馬所へ出頭陳情することについて ・役場所在地に種付所が指定された場合の対応について ・種付世話掛の選挙とその結果(当選者佐藤忠太)について	—
8		3月28日	荒瀬村産馬会議事	・種付場新設に関する委員会報告書の承認について ・定款第43条(会計員を村収入役に委嘱)の改正の承認について ・区長・副区長の選挙とその結果(区長湊勇吉、副区長佐藤忠太)について	—
9		4月24日	区長及産馬委員協議会	・荒瀬と萱草部落間の道路修繕は馬主で負担することについて ・修繕は武田吉右衛門の請負とすることについて ・厩舎新築の監督は区長・副区長が行うことについて	[史料25]
10	明治40年	5月23日	産馬委員会議事録(抜粋)	・洪水に伴う鳥坂橋・萱草橋などの破損による種付延期願について ・扇田町に開設の馬匹出品場へ出場する2歳馬について ・副区長辞任にともなう選挙実施について ・合格牝馬の牽き付けが困難の場合に補充馬を採用することについて ・産馬委員欠席の場合に代理人を立てることについて ・39年度受胎・産駒の届け出について ・牝馬繋留所の手当・飼養方人夫の支出について ・アテ馬へ粉糠料を支給することについて	—
11		8月5日	種馬区会録事	・明治39年度決算の145円余の支出超過と補助申請について ・元副区長山口為太郎の慰労として金12円を下付することについて	—
12	明治42年	10月2日	産馬会議事	・種牛馬区を糶場区域とせず荒瀬村で独立させることについて ・比立内近傍の種付所設置願について ・洋種牝馬の貸下願いの回答督促について	—

出所) 湊榮興家文書909により作成。

表8 明治38年の馬の繁殖実態

母子の状態	単位:頭		
	中村	幸屋	計
仔馬なし	5	8	13
当歳馬のみ	8	13	21
2歳馬のみ	6	9	15
当歳馬と2歳馬	7	6	13
合計	26	36	62

出所) 湊榮興家文書894に収める「有馬調」(明治38年9月13日)ほかにより作成。

みられる。組織の担い手が枝郷部落を網羅しているのも、単なる区長の充て職などではなく、産馬農家の実態に即したものであったと考えられる。

表9 明治41年の糶馬数

部落名	単位:頭		
	牝	牡	計
荒瀬	9	3	12
根子	7	11	18
萱草	3	2	5
伏影	1	5	6
笑内	4	6	10
幸屋	9	10	19
幸屋渡	0	2	2
比立内	3	2	5
長畑	15	10	25
戸島内	3	4	7
打当	10	2	12
中村	8	9	17
合計	72	66	138

出所) 湊榮興家文書909に収める「四十一年糶馬総計表」により作成。

6.3 村の洋馬の存在形態

6.3.1 派遣の種馬

馬匹改良政策の狙いが洋馬の導入にあったとすると、当時の村における洋馬の存在状況を具体的に検討する必要がある。表10に示すとおり、荒瀬村に関わる洋馬（または内国馬と洋馬の雑種）は3種類を数える（かりにA・B・Cと区分しておく）。第一は、秋田種馬所から原則1年に1度派遣されてくる種牡馬である（A）。明治38年は雑種と思われる2頭、39年には雑種2頭と洋馬2頭、40年には洋馬2頭、41年にも洋馬と思われる1頭が派遣されている。馬匹改良政策を背景として、村の牝馬により洋馬との雑種馬が恒常的に生産される段

階を迎えたのである。

39年についてみると、4月22日に3頭（雑種2頭・洋馬1頭）の牡馬を迎え、ただちに種付が行われている。またこの年には、残雪の影響から種馬の追加派遣が申請され、5月19日に洋馬1頭の増派（雑種2頭も残留）をうけて第2次の種付が実施されている。[史料17]は、後者の追加派遣を受けた際に随行した村役場の書記の復命書で、北秋田郡矢立村白沢から丸3日間をかけて洋馬を牽き付けている。阿仁川流域の有力者に厩舎を借りながら荒瀬を目指す行程は、洋馬の派遣が一種のデモンストレーションの効果をもったことを彷彿とさせる。

表10 荒瀬村に関わる洋馬一覧

No.	区分	名称	種類	性別	毛色	履歴
1	A	茨嶋号	—	牡	—	38年（月日不明）種牡馬として派遣。
2	A	盛綾号	—	牡	—	38年（月日不明）種牡馬として派遣。
3	A	英成号	雑種	牡	青毛	39年4月22日種牡馬として派遣。同23～27日牝馬検査、同28日～5月4日種付（第1次）。同年5～6月種付（第2次）。
4	A	山夏号	雑種	牡	鹿毛	39年4月22日種牡馬として派遣。同23～27日牝馬検査。同28日～5月4日種付（第1次）。同年5～6月種付（第2次）。
5	A	シドニー号	洋馬	牡	—	39年5月19日種牡馬として派遣（第2次）。5～6月種付（第2次）。
6	A	カムプーヤ号	サラブレッド種	牡	鹿毛	39年4月22日到着。同23～27日牝馬検査。4月28日～5月4日種付（第1次）。 40年4月23日到着。4～5月牝馬検査。5月1日～7月5日種付。この間5月5～6日大洪水で馬匹往來に支障あり。
7	A	第二シュペルブ号	洋種	牡	—	明治40年4月6日派遣延期認可（消雪遅れのため）。4月23日到着。4～5月牝馬検査。5月1日～7月5日種付。この間5月5～6日大洪水で馬匹往來に支障あり。
8	A	ジオニール号	—	牡	—	明治41年1月17日派遣決定。明治41年5～6月種付。
9	A	飛燕号	トロッター種	牡	鹿毛	具体的な情報なし。
10	B	戸鳥内号	—	牡	—	明治28年12月から佐藤忠太（根子）に貸与（成績書）。39年4月10日残雪のため検査猶予を出願。
11	B	渋沢号	タロッター3回雑種	牡	黒鹿毛	明治32年12月高橋多喜松に貸与（成績書）。39年6月17日借用者を高橋多喜松から荒瀬部落の馬持一同に変更（馬持総代は湊勇吉）。41年12月21日受胎成績が思わしくないので返上。
12	B	第七花車号	2回雑種	牡	—	明治39年9月16日中島亀五郎（笑内）に貸与。明治41年10月23日負傷のため検査受検せず。
13	B	山仙号	ベルスエロン種	牡	青毛	明治39年9月16日山仙号の管理は担当・中村・戸鳥内に任せ、鈴木久治（中村）が飼養する。明治40年1月25日患部治療が完了。12月4日大手術をうけ静養。同年斃死、山林に解剖埋葬。
14	C	浦霧号	豪州牝馬	牝	鹿毛	明治39年3月11日評議員会で、佐藤忠太・佐藤政蔵・湊長吉を飼養者に選出。3月15日佐藤忠太ほか2名に飼養者となったことのお知らせ。これに対して佐藤政蔵より辞退の回答。4月28日評議員会で佐藤忠太・湊長吉に決定。10月6日豪州牝馬3頭を湊勇吉・佐藤忠太・山田理左衛門に管理させることを決定。明治41年5月19日斃死（当時は佐藤忠太飼養）。
15	C	庭草号	豪州牝馬	牝	青毛	明治39年2月13日鈴木久治による借用から荒瀬村有とする願い出。明治39年3月11日評議員会で、鈴木米蔵・鈴木久治・上杉政吉を飼養者に選出。4月19日飼養者となったことのお知らせに対して上杉政吉（長畑）より辞退の回答。4月28日評議員会で鈴木米蔵・鈴木久治に決定。10月6日豪州牝馬3頭を湊勇吉・佐藤忠太・山田理左衛門に管理させることを決定。明治41年5月3日難産のため斃死の届け出（当時は山田理左衛門飼養）。
16	C	五ツ梨号	豪州牝馬	牝	—	明治39年3月11日評議員会で、湊勇吉・湊市五郎・武田吉右衛門を飼養者に選出。10月6日豪州牝馬3頭を湊勇吉・佐藤忠太・山田理左衛門に管理させることを決定。明治41年6月12日後肢に異常、獣医の派遣を出願。
17	不明	撃退号	雑種	不明	—	明治41年12月17日種畜貸与の申請。同21日飼養管理人（魚住友蔵）を届け出。

出所) 湊榮興家文書892・894・907・909・1006・1007により作成。ただし（成績書）とした箇所は、『明治三十五年畜産業務成績書』（湊榮興家文書917）により補足。

注) 「種類」欄の表記は原史料による。単に洋馬とあって種類の記載を欠くものや、雑種とあるだけで血統の詳細が判明しないケースもある。

なお種付の実施にあたり、「種付世話掛」がおかれた。39年3月10日の時点で、この年の世話掛は武田吉右衛門（萱草の親方）に委嘱されている【史料12】。のちの39年11月の産馬協議会では、翌年の種付の種付世話掛を選挙で佐藤忠太に決定し、11月21日から部落をまわって種付牝馬の取り調べにあたることとされている^(注50)。みずから枝郷部落を行脚して種付を勧めて回り、頭数の確保に努めたのであろう。その後の経緯は不詳であるが、40年5月の種付の時点では、湊勇吉・佐藤忠太・武田吉右衛門（萱草の親方）が務めている^(注51)。みな有力な親方である。

種付世話掛は現場のこまごまとした用務をこなしたようである。39年の武田吉右衛門は、報酬として1か月金5円を受け取る代わりに、牝馬用の厩舎の管理を任せられ（おそらく日々の牝馬主の対応も含まれたであろう）、種馬滞在中の収支計算や「一切ノ記帳」を委託されていた【史料12】。ちなみに産馬委員の日常の業務には不明な部分が多いが、40年5月には種付の遅れが生じないように産馬委員が「充分周旋ヲ為」すこととされている^(注52)。派遣の種馬の対応や、円滑な種付の実施は、親方たちの日々の活動に支えられていたことが分かる。

6.3.2 貸与の種馬

第二は、村が秋田県産牛馬組合から貸与され、村内の特定の家で飼養していた種牡馬で（B）、明治38～41年のあいだに4頭が確認できる。湊家も種牡馬の貸与をうけていた家のひとつで、「渋沢号」の借用者として湊勇吉の名前がみえている【史料19】。これ以前にも「七嶋号」が29年12月から湊勇吉に貸与されているので^(注53)、湊家にはかなり長期にわたって種牡馬がおかれていたことが分かる。ほかにも借用者のなかには佐藤忠太や鈴木久治（中村の親方）など、名だたる親方が顔をみせている。

同時に興味深いのは、これら種牡馬の借用に部落全体も関与していた点である。たとえば「花車号」の借用の際には、笑内部落が借用や牽付の費用を負担している【史料20】。渋沢号も、上述の湊勇吉を総代としつつ、借用者は荒瀬部落の馬持一同となっている。おなじく鈴木久治の飼養による山仙号も「打当・中村・戸島内に任せる」とされている。さらに39年10月6日の産馬協議会の審議【史料21】をみると、新規の貸与を受ける場合

はまだ種牡馬を借りていない部落が優先権をもったことや、種牡馬を有する部落の者は種付料の優遇があったことなどが判明する。

こうした部落による種馬の共有については、『秋田県畜産史』にも「往時の状況」としてつぎの記述がある（前後の記述からみて20年代の状況と判断される）。それによると阿仁地方における種牡馬は「概ね郷馬と称へ一村共有で」ある。「郷寄り」とよばれる村の協議会で種馬の購入が決定されると、選ばれた2～3人の委員が馬市で買い求めてくる。飼養は「所在地の長百姓の一人に託し」ていたという。つまり村と親方による重層的な所有と管理のありかたは、表10に示す時期以前から続いていたことが分かる^(注54)。

『秋田県畜産史』の段階と比較すると、ここで取り上げる30年代の貸与の種馬（B）は、馬市での調達や近隣の有力馬産地からの購求の馬に置き換わるかたちで定着したものと考えられる。また20年代の部落共有の種馬が、あくまで部落の個々の営みであったのに対し^(注55)、【史料21】にみるような種馬貸与の機会の均等化は、洋馬の導入にともない、部落相互のネットワークによる組織的対応がより緊密なかたちをとりはじめていたことを示している。

ちなみに現在の聞き取りでも、かつて湊家が牡馬を所有していたことはよく記憶されている^(注56)。また昭和戦前期から昭和20年代前半ころまでは、親方家の手こそ離れてはいるが、荒瀬本村にはつねに1頭の種馬がおかれていたという^(注57)。山仙号に至っては、その活動をたたえる記念碑が地元で造立されているほどである。年ごとに派遣される種馬（A）に比べ、貸与の種馬（B）は、馬そのものの風格とこれを所有する有力家の権威もあいまって、地元で根を下ろした存在であったことが窺える。

貸与の種馬（B）の実態を知らせる史料は少ないが、幸い湊家の所有した「渋沢号」による種付・産馬の実績リストが1点残されている。これによると39年の種付による産馬は17頭、40年の種付は25頭を数え、相手の牝馬のほぼすべては荒瀬本村の者の所有である^(注58)。後述する派遣の種馬（A）の実績と比較しても、それに匹敵するか上回る規模の種付が行われていたことが分かる。種付がほぼひとつの部落で完結している点は、貸与の種馬

(B) が部落共有の種馬という性格をもったことを示している。

6.3.3 貸与の牝馬

第三は「豪州牝馬」とよばれる洋種の牝馬である (C)。これは明治 37・38 年の日露戦争に際して陸軍省が軍用に輸入し、戦後に民間に繁殖用として貸し下げたものであるが^(注59)、荒瀬村でも 38～41 年のあいだに 3 頭が飼養されている。やはり馬匹改良を目的とし、毎年、種牡馬との配合を行うことと規定されている。組合 (種牛馬区) が秋田県産牛馬組合から借り受け、個々の飼養者を選定しているが [史料 13・15]、飼養の負担に耐えかねるとして人選が難航するケースも散見する。39 年 10 月 6 日の産馬協議会 [史料 21] では、当時の豪州牝馬を 3 頭とも湊勇吉・佐藤忠太・山田理左衛門に管理させるという決定を下している。親方層をはじめとする有力者層への依存はここにも表れている。

なお庭草号は 41 年 5 月 3 日、浦霧号は同 5 月 19 日に、あいついで斃死する。獣医による診断書など、一連の書類が県に送達されたことはいうまでもない [史料 31・32・33]。遺体は、浦霧号の場合は売却、庭草号は山林に埋葬とある (この前年の山仙号もおなじ山林に解剖埋葬されている)。^[史料 34] は、後日提出された庭草号の「分娩届」で、死後処理に書類上必要になったものであろう。父馬は 40 年に派遣された第二シュベルブ号とあるので、豪州牝馬は先述した派遣の種馬 (A) との配合による馬匹改良に主眼があったと考えられる^(注60)。

6.4 種馬の派遣と地域社会

6.4.1 種馬をめぐる業務と文書

以上の 3 種の種畜のなかでも、村が組織をあげて行っていたのが派遣の種馬 (A) の受け入れ業務である。量的に言えば、湊家文書に残されている史料のほとんどすべてがこれに関連するといっても過言ではない。その事務はいささか煩雑で、これにあわせて数多くの事務書類が作成・提出されている。比較的資料が整っている明治 39 年を中心に、種付業務の流れを復元・整理してみよう。

まず秋田種馬所に対し、種馬の派遣が申請される。この際、「種付願」(39 年) といった題で、種付を希望する牝馬の種類・毛色・年齢・体尺・産地、それに馬主の部落名と氏名を記したリストが提出

される。この申請より前の村側の動きがわかる史料は少ないが、41 年の村役場職員の出張に関する記録 [史料 30] をみると、3 月 6～13 日に種牛馬区で職員を枝郷部落に派遣して、「種付願書取纏」にあたらせている。かなりの長期の出張であるが、流域の諸部落を訪ね、種付を勧めて回る村役場職員の姿を彷彿とさせる。

秋田種馬所から種馬が引き渡されると (前述)、その到着にあわせて来村した秋田県種馬所の技手によって牝馬検査が行われる。これに随行した村役場職員の復命書 [史料 14・16] によれば、4 月 23 日から 27 日の 5 日間で枝郷部落を回っているが、ときには未明から深夜にまたがるタイトな検査スケジュールである。検査合格時に、相手となる種馬ごとの合格番号が与えられ、「種馬所牝馬検査成績」などの題で、合格牝馬のリストが作成される。

検査に合格すると「合格証」が交付される。[史料 18] はその一例で、39 年だけで酷似した様式のもの計 26 通残されている。この合格証は、個別ではなく、各部落の代表者にまとめて交付される。たとえば [史料 18] では、39 年の第 2 次種付に際して根子部落の 13 頭分の牝馬の合格証を交付しているが、「根子部落代表者」として佐藤忠太が全員分を預かり、受取証を提出している^(注61)。

いよいよ種付となると、牝馬を種付所に牽き出し、所定の種牡馬の種付をうける。種馬の滞在期間はおよそ 2 か月間にわたるもので、39 年の場合、第 1 次派遣時には 4 月 30 日～6 月 10 日、第 2 次派遣時には 5 月 12 日～6 月 8 日があてられている^(注62)。種付所の現場で日々の記録がとられたことはいうまでもなく、のちにリストの形にまとめられ、区長名で「種付簿」が進達されている。

検査で合格したにも関わらず、やむをえない理由で種付を受けない場合は、その理由を申告し、合格証を返納しなければならない。各部落から組合に対して報告された未済理由を集約したリストが、「種付未済馬匹ニ付上申書」などとして残されている。また合格証の返納者のリストも作成される (返納者リストに掲載された馬は、ほぼすべてが未済リストにも重複して掲載されている)。

種付を完了すると、その年のうちに、受胎したかどうかの報告書が作成・提出される。「種付受胎調」「種付成績表」などの題のリストがそれにあたる。さらに翌年には、「産駒届」「産駒受検届」な

どの名称で、実際に出産に至った馬のリストが作成・提出される。さらに2歳に生育した馬が馬市で売却されると、その結果がリスト化されて提出される。「産駒売却届」などのタイトルで残された例がある。

周知のとおり、日露戦後の村の馬産は、軍馬の供給を至上命題としていた。今日でも、戦前期のことを知る人々は、馬市で軍馬として買い上げられるのが最高の荣誉であったことを記憶している。当時の言説として、馬の寒拵に関する回章【史料28】をあげておこう。「荒瀬沢・小又沢は実に産馬地に有之」ものの、平素の馬匹の手入れが冷淡で「それが為め軍馬買上にも外れ候事間々遺憾之至り」といい、前年(39年)の馬市で軍馬購買官より注意があったことをふまえ、獣医による馬蹄の処置を受けるように勧めている。

以上のとおり派遣の種馬(A)をめぐるのは、出願から売却に至る長い手続きと、段階ごとのリスト作成が求められた。見落せないのは、合格証の交付にみたように、この複雑な業務が枝郷部落に支えられていたことである。判明するかぎりでも、当初の種付願をはじめ、種付未済馬、受胎馬、産駒、売却馬の届け出は、すべて部落ごとに提出されたリストを村側で集約する手順がふまれている。40年12月から41年2月にかけては、厳しい提出督促を再三再四にわたって受けるなど^(注63)、情報の集約に苦慮する場面もみられる。

6.4.2 種馬の派遣の意義と限界

以上にみた種馬の派遣は、どのような効果を挙げたのであろうか。まず牝馬検査に関する史料が充実している明治38・39年について、その結果を検討してみよう。38年(表11)には検査予定頭数、実際の受検頭数(うち合格頭数・不合格頭数)、検査除外頭数と除外理由が判明するが、これによると合格牝馬は当初検査を予定していた馬の5割強である。なお史料が欠けている部落もあるが、受検牝馬の9割以上は荒瀬本村ではなく、流域の枝郷部落に属している。

39年も同様のデータが得られる(表12)。この年は2度にわたって種馬が派遣されたが、第1次派遣時は総数245頭に対して合格頭数は144頭(不合格82頭、検査除外19頭)。第2次分については、合格頭数64頭に対し、部落ごとの内訳は不明ながら牽出頭数153頭とある(89頭は検査を受けなかつ

表11 明治38年の牝馬検査の結果

部落名 ¹⁾	予定頭数 ²⁾	結果の内訳		除外の理由
		合格	不合格	
荒瀬	10	合格	5	年齢未滿1頭 疾病1頭
		不合格	3	
		除外	2	
萱草	19	合格	13	昨今分娩3頭
		不合格	3	
		除外	3	
伏影	8	合格	4	持主不在3頭
		不合格	1	
		除外	3	
笑内	13	合格	11	疾病1頭
		不合格	1	
		除外	1	
幸屋	30	合格	12	雪路通行困難 14頭
		不合格	4	
		除外	14	
幸屋渡	16	合格	8	昨今分娩3頭 負傷1頭
		不合格	4	
		除外	4	
比立内	19	合格	12	昨今分娩1頭
		不合格	6	
		除外	1	
合計	115	合格	65	
		不合格	22	
		除外	28	

出所) 湊築興家文書907に収める「種馬所牝馬検査成績」(明治38年4月22・24日)により作成。
注1) 根子・戸島内・打当・中村分は散逸したものと
思われ該当史料がない。
注2) 原史料では「出頭頭数」とあるが、不参のものを
含むことが明らかなので、検査受検予定の頭数が
記載されているものと判断し、予定頭数と表記した。

たか不合格になったものと推定される)。38年と同じく、合格率はおおむね50%前後であったことが分かる。

合格馬のすべてが種付を受けたわけではない。39年に関しては、種付未済馬のリスト(前述)も得られるが、第1次・第2次分をあわせた未済馬の数は72頭を数える。その内訳をみると(表13)、発情しなかったという理由が最も多いが、「産前」「産後」も一定数ある。検査時点では種付までに出産を終えて種付が可能になると判断したものが、結局間に合わなかったという意味であろう。おなじく「胎馬」も産前・産後とほぼ同数^(注64)にのぼっている。詳しくは後述するが、派遣の種馬の到着を待たずに別の牡馬と交尾をすませってしまったものと考えるのが妥当であろう。

それでは合格牝馬のうち、どの程度が実際に出産に至ったのであろうか。40年については、表14に示すとおり種付から産駒までの実績が判明する。

表 12 明治 39 年の牝馬検査の合格・不合格頭数

部落名	第 1 次派遣		第 2 次派遣
	結果の内訳	除外の理由	結果の内訳
荒瀬 ¹⁾	合格 16	大雨のため妊娠馬牽き戻し	合格 7
	不合格 9		不合格 一
	除外 6		除外 一
根子	合格 7	大雨のため牽き戻し	合格 14
	不合格 0		不合格 一
	除外 3		除外 一
萱草	合格 15	—	合格 0
	不合格 11		不合格 一
	除外 0		除外 一
伏影	合格 8	牽き出し受検前逃げ	合格 0
	不合格 4		不合格 一
	除外 1		除外 一
笑内	合格 11	—	合格 4
	不合格 6		不合格 一
	除外 0		除外 一
幸屋	合格 18	—	合格 1
	不合格 10		不合格 一
	除外 0		除外 一
幸屋渡	合格 14	牽き戻し	合格 2
	不合格 14		不合格 一
	除外 6		除外 一
比立内	合格 23	途中足痛戻り	合格 3
	不合格 14		不合格 一
	除外 2		除外 一
戸島内 ²⁾	合格 7	—	合格 12
	不合格 5		不合格 一
	除外 0		除外 一
打当	合格 11	—	合格 6
	不合格 2		不合格 一
	除外 0		除外 一
中村	合格 0	—	合格 9
	不合格 0		不合格 一
	除外 0		除外 一
村外 その他 ³⁾	合格 14	戻り	合格 6
	不合格 7		不合格 一
	除外 1		除外 一
合計	合格 144	—	合格 64
	不合格 82		不合格 89
	除外 19		除外 一

出所) 湊築興家文書 907 に収める「明三十九年四月秋田種馬処受検牝馬明細書」、「シドニー種付指定合額(ママ)馬匹調」により作成。

注1) 荒瀬川を含む。 注2) 小倉・野尻・鳥越・榎木沢を含む。 注3) 小集落名で記載されたものの一部を含む。

これによると合格頭数は 106 頭で、これに対する種付は 75 頭である(残りはなんらかの理由による返上と思われる)。その翌 41 年の産駒は計 30 頭、つまり種付を受けた馬の 4 割強である(残る 42 頭分は「不妊」とある)。38 年の例からすると合格馬の 2 倍近い受検馬がいたはずであるから、産駒に至った馬は、牝馬検査を受けた当初の頭数の 2 割未満にとどまっていたと推測される。

6.4.3 種馬と地域社会

上述した問題のうち、種付を辞退する事例の多さは見過ごせない。これを考える手がかりとして、『秋田県畜産史』には明治 20 年代と思われる阿仁の馬産が詳述されている。それによると種牡馬は牝馬とともに放牧され、その間に自由交尾をするのが一般的で^(注 65)、放牧前に種付をするのは稀だという。現在の聞き取りでも、昭和戦前～戦中期の農耕馬は 4 月下旬から 10 月中旬までは放牧に出されていた。専用の種牡馬のところで種付を受けることもあったが、放牧の際にも、何頭に 1 頭かの割合でよい牡馬をまぜて放し、自然交配させていたという^(注 66)。

馬の繁殖期は一般に 4～9 月とされるので、この時期に牝馬を放牧すれば、種付までに妊娠してしまう可能性は高かったと考えられる。つまり種付の申請をした牝馬でも、放牧中の自由交尾で「胎馬」となり、派遣の種馬による種付を断念するケースが少なからずあったものと想定される。荒瀬地方の馬産は放牧期間の長さの特徴があるとされ^(注 67)、豊富な山野に恵まれていた地域的条件も手伝って、マギバとよばれる部落共有の放牧地が馬の飼養に供されていたが、そのような伝統的な飼養のスタイルが、特定の種牡馬による種付の奨励とは整合しなかったものと考えられるのである。

40 年 4 月 22 日に各部落の区長と産馬委員が交わした取り決め【史料 24】には、「荒瀬村各部落ニ於ケル牡馬ニシテ種牡馬証明書ヲ処持セサルモノハ、絶体ニ放馬セシメサルコト」とある。この記述から、当時、放牧中の自由交尾を派遣の種馬による種付に対する阻害要因と捉え、その規制に乗り出す動きがあったことが分かる。違反した場合には「如何ナル制裁ヲ加ヘラル、モ之レカ為メ種付処ニ対シ影響ヲ及ボシカ如キ行為ヲ為サスメサルコト」と強い罰則規定を設けているほどで、種牛馬区が当時の人々の馬産慣行に介入をはかる様子がうかがえるのである。

また種付以前の段階として、そもそも牝馬が十分に確保できないという問題も浮上している。40 年の牝馬検査に際しては、郡書記から事前に「若シモ牽付馬匹少数ニシテ種馬処ノ意向ニ反スル等ノ事アリテハ(略)頗ル不利」【史料 26】と注意喚起があったほどで、牝馬数の確保は広く課題となっていた。親方みずから種付を勧めて回った事例を

表13 明治39年の種付未済馬

未済理由	相手の種馬名				計 (%)
	カンブーヤ	シドニー	英成	山夏	
未発情 ¹⁾	6	8	9	4	27 (38)
産前	4	3	0	6	13 (18)
産後	6	3	0	5	14 (19)
病馬	0	4	0	1	5 (7)
胎馬	2	1	4	3	10 (14)
その他 ²⁾	0	2	1	0	3 (4)
合計	0	0	0	0	72 (100)

出所) 湊榮興家文書907に収める「種付未済牝馬ノ理由取調書」および「(合格証返上者書き上げ)」により作成。

注1) 「牽付未発情」「数回牽付未発情」「牽付滞在未発情」などと表現されるものを含む。

注2) 「当年ハ休メ度家内ノ申条無抛返上」とあるもの2件、「山夏号種付済、受胎ニ付返上」とあるもの1件を含む。

表14 明治40年の検査・種付・出産頭数

種馬名	合格頭数 ¹⁾	実績 ²⁾	
		種付	出産 不妊
シュベルブ号	59	種付 38	出産 18 不妊 20
カンブーヤ号	47	種付 37	出産 15 不妊 22
合計	106	種付 75	出産 33 不妊 42

出所) 湊榮興家文書1007に収める史料のうち、種付の頭数は明治40年12月の作成と思われる「種付成績表」、出産・不妊の頭数は「産駒届」(明治41年10月)により作成。

注1) シュベルブ号の合格番号1~50(補欠1~9含む)、カンブーヤ号の合格番号1~46(補欠1含む)により判断した。

注2) シュベルブ号の出産頭数には生後3日で死亡した1頭を含む。不妊頭数には流産を含む。

さきに記しておいたが、ほかにも荒瀬村の牝馬検査の過程【史料14】で、当日必ず牽き出してくるようにと直前に念押し of 回章を回すといったシーンがみられる。

産馬組織の上層部も、牝馬数の不足に頭を痛めていたようだ。この40年の検査が終わり、検査官を送り出した後に、村側では「交尾頭数ニ御予定ニ不充ハ誠に以恐縮且遺憾之至ニ奉存候」と丁寧な書状を認め、牝馬の牽き付けが滞った理由を釈明しつつ、地元名産の片栗粉を届けているほどである【史料27】。牝馬の牽き付け数が予定に満たない理由は、残雪・大雨・水害による通行困難のほか、

推測の域を出ないが、農耕馬として使役する関係上、検査や種付への出頭が所有者の負担となっていた可能性もある。

6.5 種付所をめぐる攻防

派遣される種馬(A)の受け入れにあたって、重要な役割を果たしたのが、実際に牝馬を牽き付け、種牡馬と対面させて種付をおこなう施設、「種付所」である。馬産農家の側では、上述のように牝馬を種付所まで牽き付けていく時日を要することもあり、その立地は人々の懸案事項となっていた。荒瀬村の組合および種馬区では種付所に関する議案が増えつつあったが、それは荒瀬村特有の事情に根ざした重大な地域問題をはらむものであった。

明治39年3月10日の日付のある「種馬処種畜種付ニ関スル規程」【史料12】では、明治39年の第1次の種付をまえに、種付所の場所・設備・馬糧・帳簿管理などを取り決めている。これによると種付所は萱草部落(字十二沢55番地)とする。厩舎は従来2棟あったが、さらに1棟を増設し、3頭の種畜に対応する。「世話掛」については、先に述べたとおり当部落の武田吉右衛門に委嘱するとされている。

同年4月28日の「荒瀬村種畜改良組合評議員会議事録」【史料15】では、本来であれば役場所在地の荒瀬部落で種付すべきところ、「匆卒厩舎ノ建設

モ困難」であることから、当分は萱草で種付を行えるよう請願する決議がなされている。実際に、39年の種付の復命書【史料17】をみると、種付はあきらかに萱草の種付所で行われている。ところが39年11月13日に、北秋田郡書記から荒瀬村長あてに「種馬所種付施行趣旨ヲ誤解」しているとの指摘があり、種付所の設置箇所について協議したいという通達がなされたのである^(注68)。種馬所の側からすると、村役場の目の届く荒瀬本村が望ましいと判断したのであろう。

事態が急転したことを受け、11月19日の産馬協議会では、あくまで萱草で押し通すこと、佐藤忠太が秋田県種馬所へ出頭して陳情することを満場一致で決めている（ただし万一、役場所在地に種付所が指定されてしまった場合の対応も協議されている）。この陳情にもかかわらず、県の種馬所からは村側の意向に反し、荒瀬本村を種付所として指定してきたのである^(注69)。

これをうけて、40年4月5日に「種馬交尾場位置変更上願ニ付陳情書」【史料22】が、秋田種馬所長宛に提出された。陳情書にはつぎのようにある。荒瀬村は全長5里、全11部落を含む大村である。村内には牝馬約400頭を有するが、役場のある荒瀬は30頭のみで、残り370余頭は、1里離れた萱草やそれ以南の「奥部落」で飼養されている（実際、荒瀬村の牝馬の大多数が荒瀬より「奥部落」にいたことはすでに述べたとおりである）。これをすべて荒瀬に牽き付けるのでは「多数馬主」に「不満心」を抱かせてしまう。そこで荒瀬よりも近い萱草部落の種付所を維持したいというのである。

この陳情の背景には、広域的な枝郷部落からなる荒瀬村特有の交通の問題がある。上記「陳情書」【史料22】によれば、40年当時の荒瀬村の村会では、厩舎新設費の補助金（981円）の拠出をすでに決議していたが、これは萱草に設置することが前提であり、仮に荒瀬で新設した場合、さらに300円以上の資金が必要となるとの事情も申し添えられた。この資金のなかには、萱草・荒瀬間の道路修繕費用が含まれたようであり、その費用をめぐって、荒瀬部落が負担するか、馬主が負担するかが大きな問題となった。

この修繕費用の問題は、直後の4月24日の区長及産馬委員協議会で審議された【史料25】。この会議は「種馬分遣上尤モ重大事件御打合」の名目で、

産馬委員のほか村内のすべての部落の区長とが緊急招集された異例のものであった。会議の席上で、荒瀬と萱草部落間の道路修繕は馬主で負担すること、修繕は武田吉右衛門の請負とすること、厩舎新築の監督は区長・副区長が行うことなどが取り決められている。荒瀬・萱草間の種馬の移動を安全にすることや、萱草の種付所の環境を改善することなどは県の指導をふまえたものであろうが、これにかかる費用面の合意を村内でとりつけた形である。

この協議をうけて、40年4月22日付で北秋田郡長宛に提出された「御願」【史料24】では、いっそう明確な論理で萱草の種付所の存続を求めている。すなわち7か条の誓約事項を掲げた上で、「右ノ件々堅ク恪守可仕候ニ付、種馬種付処ハ本村へ設置変更ナラサル様」というのである。この誓約事項は、馬主の确实な合意によって期日までに道路の修繕を完成させること（第1・2項）から、厩舎の新築は指示に応じていつでも着手すること（第3項）、種付の出願頭数を遵守すること（第4項）など、種付の円滑な運営全般に関わっている。

上記の「御願」の内容から判断すると、県種馬所による指導は、種付所の設置箇所にとどまらず、牝馬頭数の不足や種付の辞退の防止といった問題に関わっていた可能性もある。実際、この種付所問題が浮上した前後には、派遣された種馬の種付を受けるべき牝馬の牽き付けが枝郷部落の残雪のため困難になったり、洪水に伴う萱草橋などの破損により、種馬の派遣延期や追加派遣の要求がなされたりするなど（表7のNo.3・No.10）、種馬の安全確保に対して危惧を抱かせる事案が立て続けに生じている。これらの是正の一環として種付所の変更が求められたと考えるのが妥当であり、その改善努力と引き換えに、村側は種付所の現状維持を求めたのである。

40年4月の二転三転した検討の経過からみると、当時の産馬組織の上層部では、枝郷部落の利便性を重視してあくまで萱草の存続を求める意見だけでなく、県の指導を受け入れて荒瀬本村に変更することを是とする意見もあった可能性は否定できない。とはいえ残された史料によるかぎり、実際に種付所が荒瀬本村に移された形跡はなく（このあと40年5月23日には、産馬委員会が「萱草種付所」で開催されている）、村側の歎願は最終的に

実ったものとみられる。

なおこの問題は、のちに種牛馬区に関する秋田県の政策が大きく変わるなかで、再び顕在化していく。42年には秋田県で種牛馬区の区域を拡張する案が提起され、荒瀬村でも同年10月2日にこの拡張案への対応が協議されている(表7のNo.12)^(注70)。興味深いのは、この協議のなかで、新たな種付所について、萱草よりも南にある「比立内近傍へ開設」することを願い出ることとされている点である。この出願の結果は明らかではないが、遠隔地への牝馬の牽き付けの負担を軽減しようとする枝郷部落側の意図がにじみ出ている。

以上のように村の産馬組織としては、山間の枝郷部落群を拠点とした馬産の実態に即した体制を維持し、万一、種付所が荒瀬本村に移転した場合に生じかねない「不満心」を未然に防ぐことに成果をあげたといえる。これは逆にいえば、枝郷部落の馬産農家の意向が、馬産組織全体として無視できない力をもっていたことを示している。またこの過程では、郡・県との粘りづよい交渉や陳情を続けつつ、「多数馬主」の意向をふまえて村内の合意形成にも意を用いるという、行政手腕に長けた親方の力量を随所に認めることができる。

以上のように、地域への洋馬の導入において、阿仁川上流域では親方層が重要な役割を果たしていた。前章で扱った共同酒造において、湊家は一面では酒造免許を受ける当事者であり、また一面では荒瀬本村一枝郷部落にまたがる広域的な共同酒造組織を運営する立場でもあった。これと同様のことが馬産の分野にもあてはまる。親方たちにとって馬を飼うことは、一面では彼らの家業であるが、同時に彼らこそが地域社会における馬産組織の運営やその変革の担い手でもあったといえることができる。

6.6 小括

当時の荒瀬村にかかわる3種類の洋馬は、地域にとって一様な意味をもったわけではない。その位置づけを整理すると、派遣の種馬(A)や豪州牝馬(C)が官主導の性格をもつものに対して、貸与の種馬(B)は、在来の慣行の延長上にあつて、より地域に密着した存在であつた。貸与の機会が部落ごとに均等化されるなど、飼養を求める地域側の意図が明確である。費用などは部落が共同で負担

し、日々の飼養に部落を代表する有力家があつるといった点には、部落と親方による重層的な所有と管理の様相を認めることができる。

また洋馬の導入は、必ずしも地域の事情と整合的であつたわけではない。豪州牝馬(C)は飼養や検査の負担もあつて、敬遠される傾向がみられた。派遣の種馬(A)もまた、在来の飼育・使役との兼ね合いや、牝馬の確保に苦心するなど、必ずしも産馬組織の上層部の思惑どおりには運ばなかつた。ここでは地域の放牧のありかたに変化を迫るなど、在来の慣行に介入していく姿と、「多数馬主」の意向に沿つた種付場の設置を陳情するなど、地域の馬産の実情に応じた組織運営に苦慮する姿、その双方を見て取ることができる。

以上のような明治30年代末に本格化する洋馬の導入に際して、共通にみられる特徴は、いずれの場合も部落を単位とする広域的・組織的な対応がとられたこと、かつその運用はあらゆる面で親方層に依存するものであつたことである。多数の枝郷部落と、これを代表する親方という双方の存在を抜きにして、30年代の地域の生業史を理解することはできないのである。

これを湊勇吉というひとりの親方から見直してみよう。かれは優れた種馬(B)をおいて部落の者に種付をする、地域でも有数の馬産農家であつた。まさに親方の威信をあらわす家業であるが、そのかわり豪州牝馬(C)の飼養を引き受け、派遣の種馬(A)の応対の場面では種付世話掛を勤め、そして枝郷部落を束ねた産馬組織の長として、種付所をめぐる部落どうしの利害調整や放牧慣行の取り決めにもあたつていたのである。

このほか根子部落の佐藤家、萱草部落の武田家などのケースをみても、荒瀬村の馬産において、親方に期待されたものの多さは一驚に値する。家業としての馬産に従事しつつ、地域の馬産の組織化を支えていくという点で、ここには親方層のすぐれた社会的な営みを見ることが出来る。それは地域の人々の生業に(つねに歓迎されるものであつたかどうかは別として)それまでにない要素を導き、あるいは在来の活動にあらたな展開をもたらすことで、馬産を洋馬中心のものへと再編する役割を果たしたものと評価することができる。

7. まとめ

本論文では、明治20～30年代の地域社会において、親方の家々が地域の生業に果たした役割を分析した。当該期は、鉱山による木材・薪炭などの資材調達、地域の森林資源への依存を相対的に減じていく一方で、日清・日露戦後期の国策に対応するかたちで、新しい生業の要素が地域に持ち込まれ、また従来の生業がより組織的なものへと再編される過程をみる事ができた。本論文で明らかにしたことを、段階をおって整理しておく。

豊富な森林資源を擁する山村としての荒瀬村において、材木と薪炭は重要な生産物である。10～20年代の林産物の生産は、主に湊家を含む数名の親方によって担われていた。30年代にはその生産が湊家の手を離れたことは確実であり、荒瀬村全体の鉱山むけ請負生産も活発とはいえないと推定される。とはいえ、この時期には本格的な石炭採掘と鉱山への供給を始める親方もみられ、鉱山と地域の結節点に位置する親方の活動が続いていたことが判明した。

20～30年代前半に注目されるのは、親方自身による鉱山の採掘が本格化した点である。阿仁川流域に点在する遠隔地の有力者と、村をこえた広域的な連携関係を結び、村内に稼ぎの機会を生み出していた。また30年代後半には、酒造や馬産の分野で、各部落の親方が相互に連携し、国の政策に対応しつつ、新しい生産活動を活性化させていた。とくに親方が尽力した馬産改良は、荒瀬本村と枝郷部落の人々を広く巻き込みつつ、村の馬産を洋馬中心のものへと再編する意義を有していた。

以上のような村の生業史の動向をまとめると、その特徴としてつぎの2点を指摘することができる。ひとつは枝郷部落が開発の場として重視されたことである。湊家が鉱物の採掘で成果をあげた粕内鉱山（28年に試掘を出願）や、萱草の親方武田家が開発した萱草炭鉱（23年に借区を出願）は、阿仁鉱山の中心部（荒瀬本村の後背に位置する小沢鉱山）より、さらに上流の支流沿いに開発されたものである。ここでは明治中～後期の鉱山・炭鉱の開発が、近世のそれを引き継ぎつつ、現地の名望家たちの手でさらに集約的で徹底したものとなっていく様相をみる事ができる。

この動きは、近世～明治前期には荒瀬本村に従

属的な地位にあった上流域の枝郷部落が、親方層の主導のもとで、生業の拠点としてその地位を向上させていく動きと軌を一にしている。共同酒造や馬産の動向にみられたように、多数の枝郷部落は親方層に率いられる形で、横のつながりを生かした広域的な組織化をとげつつ、生業の変容や新しい生業の導入を受け入れていたのである。町村制のもとで、行政上は荒瀬本村と枝郷部落には等しく区長がおかれ、対等なかたちで村の下部に位置付けられたが、そうした変化は日常的な生業の場面でも同様に生じていたといえる。

第二に、このように20～30年代の生業史を牽引した親方層にとって、きわめて重要な意味をもっていたのが、有力者相互の横の連携である。湊家の場合、通婚の広域化とも関わる広域的なネットワークをあらたに形成しつつ、近世に育まれた地縁的で伝統的なネットワークをより緊密なものへと組織化し、その両方を駆使する姿が認められた。後者は共同酒造と馬産の場面で顕著で、ここでは本論文の冒頭で指摘した地方名望家としての親方たちが、まさに親方集団となって活動する様相をみることができる。親方層の生業上のネットワークの強化は、30年代の山村の地域社会を特徴づける動きとして特筆に値する。

繰り返し述べると、親方はあくまで部落ごとに名づけられ、個々の部落に拠点をもちという意味で、地域社会の側から意味づけられた存在である。地元の人々が共通に抱いている「親方らしさ」のイメージ、あるいは親方への一種畏敬の念が示すように、彼らはたんに地主としての財力や名誉職をこなす力量を評価されているわけではない。部落の人々を率いつつ、親方集団として相互に地域の生業活動を支えるという姿こそが、今日の親方らしさの直接の由来になっているといっても過言ではないであろう。

付記

本論文は、2015～2018年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「東北型社会の特質に関する史的研究: 地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」(課題番号15H04560、研究代表者加藤衛弘)、2017～2018年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「パレオフォレストリーに基づく日本海地域のスギの成立および変遷要因の解明」(課題番号17H03838、

研究代表者志知幸治) による成果の一部である。

注

- (1) 渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2014) 「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(30)、pp.1-54。同 (2015) 「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(31)、pp.1-56。芳賀和樹・渡部圭一・加藤衛拓 (2016) 「阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『徳川林政史研究所研究紀要』(50)、pp.159-179。渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2016) 「公務日記にみる近代村の成立過程—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(32)、pp.1-67。渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拓 (2017) 「明治中期阿仁鉦山をめぐる山麓村の林産物請負生産—旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(33)、pp.1-72。
- (2) 渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2016) 「公務日記にみる近代村の成立過程—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(32)、pp.14-17。
- (3) 土倉は隣村に所属が変更された。また荒瀬川には区長はおかれず、荒瀬本村の一部(小集落)の位置づけに変更となったようである。このほか小集落のひとつ「長畑」に関しては、区長はおかれないものの、後述する産馬組織などのなかでは代表者が立てられた場合がある。
- (4) 以上の村会に関する記述は『村会議案及関係書類綴』(湊榮興家文書 755)、およびこれに収める「第十七号、秋田県北秋田郡荒瀬村明治三十六年度共同財産費歳入出予算」による。
- (5) 渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拓 (2017) 「明治中期阿仁鉦山をめぐる山麓村の林産物請負生産—旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(33)、pp.7-8 による。以下、これを「前稿」とする。
- (6) 以上の湊家の人物の記述は、明治30年8月1日「明治参拾年八月以后古河家へ奉公辞令請書及年度賞与金請書其他ノ控綴」(湊榮興家文書 805)、および渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拓 (2017) 「明治中期阿仁鉦山をめぐる山麓村の林産物請負生産—旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(33)、pp.6-7 による。
- (7) 佐藤時治 (1972) 『郷土と私』大阿仁木材興業 KK。湊伝治は p.148、佐藤忠太は p.152、武田吉右衛門は p.160、鈴木米蔵は p.187。
- (8) 渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓 (2016) 「公務日記にみる近代村の成立過程—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(32)、pp.19-20。
- (9) 渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拓 (2017) 「明治中期阿仁鉦山をめぐる山麓村の林産物請負生産—旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』(33)、pp.7-9、26。
- (10) 前稿に引き続き、本論文でも地方名望家に関する近年の研究として、下記のことを想定している。山中永之佑 (1990) 『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、庄司俊作 (1991) 『近代日本農村社会の展開—国家と農村—』ミネルヴァ書房、石川一三夫 (1995) 『日本的自治の探求—名望家自治論の系譜—』名古屋大学出版会、高久嶺之介 (1997) 『近代日本の地域社会と名望家』柏書房、丑木幸男 (2000) 『地方名望家の成長』柏書房、渡辺尚志編 (2006) 『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、渡辺尚志 (2014) 『幕末維新期の名望家と地域社会』同成社、飯塚一幸 (2017) 『明治期の地方制度と名望家』吉川弘文館。地方名望家とは、大規模な地主に代表される経済力を有し、地域住民から信頼を得て、地域産業の発展に寄与し、行政能力をもつ人材を指すとされているが、これらの論著では明治期の地方自治制度の確立との関係を論じるものがほとんどを占めている。
- (11) 渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拓 (2017) 「明治中期阿仁鉦山をめぐる山麓村の林産物請負生産—旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題

- と翻刻一』『筑波大学農林社会経済研究』(33)、pp.1-72。
- (12) 『鉾山請負綴』3点の記載期間は、636が明治14年12月から16年12月まで、651が17年1月から19年7月までと連続するものの、20年から22年は各年1～2件のみで、中心は23年1月から30年7月までになっている。651と728の間、19年8月から22年12月まではまとまった記載がない。
- (13) 渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拡(2017)「明治中期阿仁鉾山をめぐる山麓村の林産物請負生産―旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻一』『筑波大学農林社会経済研究』(33)、注47参照。
- (14) 渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拡(2017)「明治中期阿仁鉾山をめぐる山麓村の林産物請負生産―旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻一』『筑波大学農林社会経済研究』(33)、p.5。
- (15) 斎藤実則(1972)「鉾山開発と林業との関連―明治・大正期の阿仁・小坂鉾山を中心として一』『東北地理』24(1)、pp.27-34。
- (16) 越前谷武左衛門(1986)『マタギの里―山村の八十年一』公人の友社、pp.158-164。著者は明治36年7月に荒瀬村萱草生まれ、出稼ぎの一時期を除き同地で暮らし、同書出版時は存命であった。著者の知る以前、「コズミ」と呼ばれる伏せ焼きによる鍛冶用木炭の生産があったことも記されている。
- (17) 赤羽武・加藤衛拡(1984)『『炭焼手引草』解題』赤羽武編『明治農書全集13 林業・林産』農山漁村文化協会、pp.351-372。作左部堅(1975)「木炭業の盛衰」秋田県編『秋田県林業史下巻』秋田県、pp.443-461。高橋正(1995)「秋田県の炭焼き」『秋田県立博物館研究報告』(20) pp.11-18。
- (18) 渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拡(2017)「明治中期阿仁鉾山をめぐる山麓村の林産物請負生産―旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻一』『筑波大学農林社会経済研究』(33)、p.25。以下『鉾山請負綴』についても同様。
- (19) 阿仁町史編纂委員会編(1992)『阿仁町史』阿仁町、pp.736-754、767-769。日本経営史研究所編(1976)『創業100年史』古河鉾業株式会社、pp.262-266、317。
- (20) 明治2年『法令全書』(国立国会図書館蔵)。なお、鉾山開発をめぐる法整備については、武田晴人(1987)『日本産銅業史』東京大学出版会を参考にした。
- (21) 明治4年『法令全書』(国立国会図書館蔵)。
- (22) 明治5年『法令全書』(国立国会図書館蔵)。
- (23) 明治6年『法令全書』(国立国会図書館蔵)。
- (24) 川崎茂(1964)「日本産業革命期における鉾業の空間的展開」『歴史地理学紀要』6。
- (25) 「幸屋渡村之内岩之目沢金山日記」(湊榮興家文書505)、「(鉾山試掘などにつき覚書)」(湊榮興家文書522)。
- (26) 「幸屋渡村之内岩之目沢金山日記」(湊榮興家文書505)、「(鉾山試掘などにつき覚書)」(湊榮興家文書522)。
- (27) 「幸屋渡村之内岩之目沢金山日記」(湊榮興家文書505)。
- (28) 「幸屋渡村之内岩之目沢金山日記」(湊榮興家文書505)。
- (29) 「幸屋渡村之内岩之目沢金山日記」(湊榮興家文書505)。
- (30) 「(鉾山試掘などにつき一ノ関寅之助書状)」(湊榮興家文書745)。
- (31) 明治23年『法令全書』(国立国会図書館蔵)。
- (32) 「鉾業条例」については武田晴人(1987)『日本産銅業史』東京大学出版会に詳しい。「鉾業条例」は、その後、規定の見直しと充実が図られて「鉾業法」(明治38年3月公布、同年7月施行)へと再編され、昭和25年まで繰り返し改正された。
- (33) 同史料には「粕内」の文字はないが、粕内鉾山の鉾区面積と記載面積が一致するため、粕内鉾山に関する「鉾業特許証」と考えてよい。
- (34) 「坑内堀延賃調」(湊榮興家文書710)、「坑夫・洗鉾夫・雑夫賃金支払証[判読不能]」(湊榮興家文書838)。
- (35) 小貫修一郎編(1917)『秋田県醸造志』大橋常助。
- (36) 仙台税務監督局編(1920)『東北六県酒類密造矯正沿革誌』仙台税務監督局。
- (37) 佐藤祐一編(1897)『酒造税法施行規則及自家用酒税法施行規則申請申告書様式』秋田株式会社。

- (38) 大瀧真俊 (2013) 『軍馬と農民』、京都大学学術出版会、pp.22-23。
- (39) 秋田県畜産組合編 (1936) 『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、pp.86-95。
- (40) 秋田県畜産組合編 (1936) 『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、pp.193-194。
- (41) 秋田県畜産組合編 (1936) 『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、p.368。
- (42) たとえば引継目録によると「往復綴」は4冊に分冊されているが、このうち3冊は現存しないなど、取り扱いに注意を要する。
- (43) 内国種と洋種の交配によって産まれた馬を、当時の史料文言に従って「雑種」と記述する。
- (44) 秋田県畜産組合編 (1936) 『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、pp.139-141。
- (45) 秋田県畜産組合編 (1936) 『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、p.184。なお秋田県における重種流行に関しては、大瀧真俊 (2013) 『軍馬と農民』、京都大学学術出版会、pp.101-124 が詳しい。
- (46) このほか牧夫などが必要に応じて雇用され、獣医師が招聘されることもあった。また種牛馬区に改称されて以降は、役職者は区長、副区長、会計員となり、それまでの評議員は、産馬委員、馬産委員、協議員などと適宜呼称された。
- (47) このときの議事録 [史料10] では「産馬委員」とあるが、たとえば湊榮興家文書 892 に収める「荒瀬種畜改良組合役員名簿」(明治39年2月10日) では評議員として同じメンバーが掲載されているので、ここでは「評議員」という名称に統一しておく。
- (48) 湊榮興家文書 909 に収める「荒瀬村産馬会議事」(明治40年3月28日)、および湊榮興家文書 1007 に収める「(種牛馬区定款改正および区長・副区長改選届)」(明治40年3月28日) による。湊榮興家文書 909 に収める「産馬会議事」(明治42年10月2日) によると、そのまま少なくとも明治42年までは区長の職にある。
- (49) 1点目は表題に「有馬調」(明治38年9月13日) とあり、作成者は「馬持総代理人鈴木久治」(中村の親方)。2点目は表題や差出・宛先はないが、内容に佐藤長治(幸屋の親方) の名前がみえるので、幸屋村の書き上げと判断できる。
- (50) 湊榮興家文書 909 に収める「産馬協議会議事録」(明治39年11月19日) による。
- (51) 湊榮興家文書 1007 に収める「(牝馬検査について種付所より通知)」(明治40年5月6日) による。
- (52) 湊榮興家文書 909 に収める「産馬委員会議事録(抜粋)」(明治40年5月23日) による。
- (53) 秋田県産牛馬組合事務所の編集・発行になる『明治三十五年畜産業務成績書』(明治36年3月20日発行、湊榮興家文書 917) による。
- (54) 秋田県畜産組合編 (1936) 『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、pp.127-130。なお長百姓とは、近世の秋田藩地域では本郷クラスの村の村役人(肝煎の下位におかれた) の名称であるが、ここでは村の有力者という程度の意味と捉えておく。
- (55) 明治20年前後までの北秋田郡では、部落単位で畜産組合に種牡馬の貸下げを申請するという簡便な方法がとられていたという。秋田県畜産組合編 (1936) 『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、p.202。
- (56) 2015年8月26日、湊榮興氏(北秋田市阿仁荒瀬在住) より聞き取り。
- (57) この馬は種付け専用で、牝馬を一まわり二まわりも超える、非常に立派な体格であった。昭和戦前期には博労よとばれた1軒が牡馬を所有し、その後部落内のべつの家所有に移ったが、荒瀬部落につねに1頭の種馬がおかれる状況は変わりがなかったという。2018年9月9日、佐藤一巳氏(北秋田市阿仁荒瀬在住) より聞き取り。
- (58) 前者は伏影部落1頭と村外の阿仁合町1頭、後者は伏影部落1頭と村外の上小阿仁村1頭を除く。
- (59) 帝国競馬協会編 (1928) 『日本馬政史』第4巻、帝国競馬協会、pp.286-287、306-307。
- (60) 五ツ梨号も明治40年に第二シュペルブ号の種付をうけ、明治41年6月14日に分娩している(湊榮興家文書 894 に収める「分娩届」(明治41年6月22日) による)。
- (61) これに限らず、親方のいる部落ではほぼ例外なくその人物が代表して受取者となっている。

- 産馬委員と重複するケースが多いが、産馬委員の職務として行ったものかどうかは不明である。
- (62) 湊榮興家文書 907 に収める「(受検牝馬明細書)」(年月日欠)、および「種付指定合格馬調」(明治 39 年 5 月)の合格牝馬の欄外に朱筆で記入された「種付月日時」の記載による。
- (63) 湊榮興家文書 1007 に収める「北農第 75 号(明治 39 年産駒売却届および明治 40 年産駒届の提出督促の件)」(明治 41 年 1 月 28 日)など。
- (64) なお合格証の返納者のリストで「胎馬ニ而期間内ニ種付ノ見込ミナク返上」とあるものが、未済馬のリストでは「病馬」と記載されたケースが 2 例、おなじく「産前」と記載されたケースが 1 例ある。したがって「胎馬」を理由とした種付の辞退は、実際には表の数字より多かったと考えられる。
- (65) 秋田県畜産組合編(1936)『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、pp.127、129-130。
- (66) 2018 年 9 月 7 日、戸嶋喬氏(北秋田市阿仁水無在住)より聞き取り。
- (67) 秋田県畜産組合編(1936)『秋田県畜産史』、秋田県畜産組合、p.194。
- (68) 湊榮興家文書 909 に収める「北庶第 1062 号通牒」(明治 39 年 11 月 13 日)による。
- (69) このことは議事録では明記されていないが、「種馬交尾場位置変更上願ニ付陳情書」[史料 22]では、「御趣旨ニ逆ラエ上願仕候ハ恐縮ノ義ニハ御座候得共前述ノ次第荒瀬交尾場ヲ萱草ト変更相成候様御採用相成度」とあって、県側が当初は萱草の種付所を認めなかったことが明記されている。
- (70) なお種牛馬区を糶場区域全体とする方針に対し、荒瀬村では、阿仁合村・前田村とは、「土地ノ情況並ニ種馬区施改方針等モ大ニ異リ且ツ大区域」のため、種馬区を拡張した場合、産馬の取り扱いや改良に支障をきたすと主張、これまで通り独立した「荒瀬種牛馬区」を維持する方向で協議をまとめている。

翻刻 旧秋田藩領荒瀬村肝煎・湊榮興家文書

凡 例

- (1) ここに翻刻するのは、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区に所在する湊榮興家所蔵文書の一部である。
- (2) 文書は年月日順に配列し、[史料1]のように通し番号を付した。年月日を欠く史料でも、内容や綴りの前後関係から推定できる場合は()内に記した。
- (3) 文書番号は、筆者らが目録化の際に与えたものによった。
- (4) 形態は縦帳、横帳、横半帳、綴の別を示した。簿冊に多数の文書が綴られており、そのうち特定の文書を翻刻した場合は「綴の一部」とした。
- (5) 1点の文書のうち一部のみを抜粋して翻刻した場合は、表題に「抄」と表記した。1点の文書の主要部分のみを翻刻した場合は、省略した部分を翻刻文中に「略」と表記した。
- (6) 漢字は常用漢字を使用した。
- (7) 変体仮名は仮名に改めたが、助詞の「者」「江」「而」「茂」「与」などは残した。合字は通常のかなで示した(例：フ→コト)
- (8) 適宜読点(、)と中黒(・)を補った。
- (9) 明らかな誤字・脱字や当て字は(ママ)とするが、正しい字を()内に注記した。ただし類出するものは初出箇所に限った。
- (10) 見消やそれに相当する抹消箇所には抹消線を付した。文字が完全に塗抹されている箇所は■で示した。抹消後に書き加えられた文字がある場合は、抹消部分の直後に示した。
- (11) 原文の行移り箇所は再現しなかった。
- (12) 原文の割書きはすべて再現した。ただし割書き内の改行等は再現しなかった。
- (13) 原文で括弧記号が用いられている箇所は、<>で表した(ただし[史料21]の本文中の鉤括弧にかぎり原文のままとした)。
- (14) 原文の傍線は再現した。
- (15) 朱書・貼紙・下札による加筆、および欄外・行間への加筆は、原文の体裁に従い、該当箇所に本文と区別して「」内に示した。ただし軽微なものは本文中に組み込んだ場合がある。
- (16) 読みやすさを考慮し、一部の見出し等をゴチック体で表記した。

[史料1]

明治22(1889)年12月11日「約定証(鉾山借区許可のうえ開坑につき)」

(湊榮興家文書714、縦帳1)

約定証 (1銭印紙1枚)

今般荒瀬村字粕内八拾五番・八拾七番・九拾六番地ニ於テ鉾物発見致候ニ付、借区願済之上者、着手之手續約定スル事如左

第壹条 前書鉾山借区許可之上者、入費金之儀者折半出金致、元懸り可申候事、利潤金相生候節者折半割合之事

但、利潤金出候節者、先年同字之内三ヶ処へ湊勇吉入金も有之候ニ付、利潤出候上者、金三百円同人ニ於テ先取致、残り金折半之事

第二条 鉾物盛出之模様有之、他人より譲与申出候節者、兩人相談之上、売渡候も其時宜ニ依ルヘシ

但、左ノ場合ニ於テハ、右売渡金之内より金三百円湊勇吉受取、残金者折半之定メ

第三条 借区許可之上者、宜様着手者勿論ニ候得共、見込坑口より三拾間位者、入費ヲ懸ケ開坑可致候事

但、其他者、其際更ニ兩人相談之上採坑(鉾)之見込ヲ付、取懸り可申候

右約定相違無之、依之本書式葉ヲ製シ、壹葉宛所持スルモノ也

明治廿二年十二月十一日 湊 勇 吉^印
庄 司 半 五 郎^印

[史料2]

明治23(1890)年12月「石炭借区願」

(湊榮興家文書724、縦帳1)

(表紙)

「 (貼紙) 「県庁指上ル」

石炭借区願

秋田県羽後国北秋田郡荒瀬村
武田吉松」

借区願

秋田県羽後国北秋田郡荒瀬村
平民
武 田 吉 松

石炭 字吉田地界及
臺草界ニ於テ

秋田県羽後国北秋田郡荒瀬村大字萱草

小字古田地沢ノ内
但民地第一種山林

小字萱草沢ノ内
但民地第一種原野

右ノ箇所ニ於テ石炭存在致候ニ付借区許可相成度、此段相願候也

願人

明治廿三年十二月 武田吉松
農商務大臣陸奥宗光殿
(1丁白紙)

秋田県羽後国北秋田郡荒瀬村
平民 武田吉松

吉田地沢
萱草沢石炭借区願地実測図尺度三千分ノ一
秋田県羽後国北秋田郡荒瀬村大字萱草

小字古田地沢ノ内 四千五百五拾坪

但民地第一種山林

小字萱草沢ノ内 五千九百五拾坪

但民地第一種原野

合計 壹万五百坪

測量者小沢鉦山

田中惣八[㊦]

(絵図、略)

[史料3]

明治25(1892)年4月17日「仮約定書(鉦山共同稼行の全権譲渡につき)」

(湊榮興家文書734、堅帳1)

仮約定書 (1銭印紙1枚)

一、明治廿四年六月廿六日付ヲ以テ横山勇喜・湊勇吉・高橋吉太郎・一ノ関寅之助、右四名カ高橋吉太郎ニ於テ先年借区許可相成リタル本郡早口村外川原橋間山字木越鉦山、及一ノ関寅之助名義ヲ以テ昨廿四年五月二十五日付ケ試掘許可相成リタル本郡真中村大披橋間山ノ内字大沢ニ於テ、共同稼行到(致)ス来タリ候処、今般高橋吉太郎カ都合ニ因リ、左ノ約定ヲ以テ全権譲リ渡シ候事

一、金五百円ヲ以テ横山勇喜・湊勇吉・一ノ関寅ノ助、右三名江全権悉皆譲リ渡ス、該金受渡ノ期限、左ノ通りト相定ム

金百六拾六円六拾六銭 本月三十日限り、一(ノ)関寅之助分ニテ同人ヨリ可相渡定メ

金百六拾六円六拾四六銭 湊勇吉ニ相当セル金額ニテ、勇吉カ示談之上、鉦山利益配当上リ高ヨリ先私可致約定

金百六拾六円六拾六銭

之レハ金額五百円ノ三分一ニ当リ、横山勇

喜ヨリ出金到(致)サセヘク、寅之助・勇吉之意見ナルモ、当時不在ノ為メ各示談ノ上、本年五月二十日限り該金ヲ可相渡、若シ諾セサル場合ハ、寅ノ助・勇吉ニ於テ加入者ヲ求ムルモ随意タルヘシトイヘトモ、之レ亦成ラサルトキハ、右割合^{(未審)「分」}丈^分吉太郎ニ於テ継続ス、其場合ニ至リ廿四年六月廿六日付約定書ノ趣意ヲ履行可致事

一、木越山ノ内字栗ノ木沢借区券面ハ、吉太郎一名義ニシテ、未タ書替ナラサルヲ以テ、同人ニ於テ本月三十日以内ヲ以テ書替ノ手続ヲ成ス、毫モ勇喜・勇吉・寅之助ヲ相煩ハサルコト、尤要スル費用之負担ハ双方ノ支弁トス

但シ、組合ノ都合、請求ニ依リ、一(ノ)関寅之助カ名義ニ書替可相渡事

一、高橋吉太郎カ全部ノ権利譲リ渡スノ上ハ、鉦山ニ対ス一ノ関係ナシト雖トモ、廿四年六月廿六日付約定書第九条・第十条ノ趣意ハ継続可致事

一、横山勇喜不在ノ為メ、本年五月二十日迄、同人分ノ諾否ヲ決スル上、同月廿七日マテノ間タニ於テ、更ニ本約定ヲ取結ヒ可申事

右吉太郎・勇吉・寅之助、三名ニ於テ仮約定取結ヒ、本書三通ヲ製シ各壺通宛ヲ所持スル、如件

明治廿五年四月十七日 高橋吉太郎[㊦]

湊勇吉[㊦]

一(ノ)関寅之助[㊦]

[史料4]

明治28(1895)年7月12日「金銀銅鉛鉄鉦試堀認可願」

(湊榮興家文書762、綴1)

(欄外)「扣、正副四通」

金銀銅鉛鉄鉦試堀認可願

秋田県羽后(後)国北秋田郡荒瀬村大字荒瀬
小字法度山ノ内 民地原野 九万壺千七百六拾坪
小字粕内ノ内 民地原野田畑地 拾六万三千七百七拾六坪
小字粕内ノ内 官地川敷 三千五百坪
小字中野ノ内 民地畑地 三千七百貳拾坪
小字中野ノ内 官地川敷 三千五百坪
合計貳拾六万六千貳百五拾六坪

右ノ場所ニ於而、金銀銅鉛鉄鉦試堀致度候間、認可相成度、試堀地実測図相添、此段相願者也

同県同国同郡同村三十四番地
平民願人
明治二十八年六月廿二日^{七月十二日} 湊 勇 吉
秋田鉱山監督署長小花冬吉殿
(絵図および認可願下書、略)

八月 共同鉱業人
藤島長右衛門
北秋田郡荒瀬村萱草
武田吉右衛門

[史料5]
明治33(1900)年8月「契約証(荒瀬村小字根烈ほかにて採掘許可につき、下書)」
(湊榮興家文書830、豎帳1)

契約証
一、匹田吉太郎・藤島長右衛門右兩人ニ於テ、秋田県北秋田郡荒瀬村小字根烈外三ヶ字及字滝ノ下ニ於テ、採掘特許相成候石炭山ヨリ産出石炭、武田吉右衛門名義ヲ以テ、阿仁鉱山古河鉱業所エ買上ノ儀ニ付別紙契約候ニ付、細別條項契約スル事左之如シ
第一條 該炭山匹田吉太郎・藤島長右衛門ノ兩人之ヲ稼行シ、出炭ハ武田吉右衛門名義ヲ以テ稼行人ニ於テ阿仁鉱山古河鉱業所エ運搬相納メ可申候事
第二條 該炭山稼行ニ付、坑夫雇方及出炭・運搬人馬雇方ノ義ハ、武田吉右衛門ニ於テ周旋致シ便利ヲ与フル様可致事
第三條 武田吉右衛門カ第一條・第二條ノ周旋ニ依リ、右手数料トシテ阿仁鉱山古河鉱業所エ納炭ニ対シ、月計額貳万貫目以上炭納ヌシタルトキハ拾貫目ニ付金壹錢、弐萬五千貫目以下炭納シタルトキハ拾貫目ニ付金七厘、右割当ヲ以テ匹田吉太郎・藤島長右衛門ノ兩人ヨリ武田吉右衛門エ差出可申事
第四條 武田吉右衛門ニ於テ、阿仁鉱山古河鉱業所ヨリ納炭代受取ノ上ハ、第三條ノ手数料金及其他立替金有之トキハ、右ヲ引去リ残金ハ匹田吉太郎・藤島長右衛門ノ中へ相渡可申事
第五條 武田吉右衛門カ坑夫及運搬人雇入周旋候ニ就テハ、右賃金支払方ハ藤島長右衛門ヨリ△賃立替金調書ヲ受取り、第四條石炭代価受取金ノ内ヨリ引去リ可申事
前條契約相違無之ニ付、此証弐葉ヲ製シ双方ニ於テ為後証壹葉宛之ヲ所持スルモノナリ

北秋田郡上大野村上杉
鉱業総代人
明治參拾參年 匹田吉太郎

[史料6]
明治33(1900)年9月1日「薪請負願」
(湊榮興家文書832、豎帳1)

薪請負願
一、式尺薪六拾棚
此賃金貳百八拾壹円六拾錢 俵壹圓三錢四
一、小薪九拾棚
此賃金三百五拾四円貳拾四錢 俵壹圓三錢三
計
右者茅艸鉱山御山領字越戸沢より伐出、同所出張所構内薪積場届ケ上納可仕候、尤前書小薪之内三拾棚十二月初旬降雪前進み納にてシヤフト脇江積立相納可申候、左候而ハ前所出張より拾丁位ヒ道程近く候得共、夏道運搬ニ相成候へハ掛増も有之ニ付、別紙仕上り取調之賃格ニ而請負被仰付度、尚御採用之上ハ更ニ約定差出可申候間、此段奉願候也

荒瀬村
明治卅參年九月一日 湊 勇 吉^印
阿仁鉱山古河鉱所(ママ)
御中
(薪仕上取調、略)

[史料7]
明治33(1900)年「摘要録」(抄)
(湊榮興家文書837、横半帳1)

第五七六五号
鉱業特許証
秋田県羽後国北秋田郡荒瀬村地内
湊 勇 吉
九万六千五百九拾坪
前記名之者ニ対ス第五七六五号鉱区図之区域ニ於テ銅鉱之採掘ヲ特許ス
農商務大臣
明治三十三年八月十日 曾 祢 荒 助
右八月十七日相達候

[史料8]
明治35(1902)年1月「酒類共同製造規約」

(湊榮興家文書845、豎帳1)

酒類共同製造規約

第一條 本組合ハ壹ヶ年度五拾石ヲ醸造シ、酒造
税則ノ改廢セサル限り及格外ノ事由ナキ内ハ毎
年継続スルモノトス

第二條 醸出米及税金並ニ雜費（雜費ハ米ヲ以テ之ニ換ラフ）ハ別紙申
込書ノ通りトス

別紙醸出米ハ則チ醪ヲ配当スル数量ナルニ依
り、其都度税金ト交換スルモノト定ム

但酒類配当上ノ都合ニ依リ各期ノ納税額ニ
不足アルトキハ部落総代人ニ於テ其期ニ当
ル税金ヲ取纏メ期限十日以前ニ製造人へ相
渡可申事、尤モ酒造税ニ対シ附帶ノ税金ヲ
賦課セラレタル場合ハ共同人へ配当出金ス
ルモノトス

第三條 共同者中ヨリ湊勇吉ヲ撰任シ酒造免許ヲ
受ケシメ、其製造費用等ハ雜費米ヲ以弁用スル
コト

第四條 製造人ニ於テ故意又ハ過失ニ依リ処罰セ
ラル、コトアルモ共同人ハ一切其責ニ任セサル
事

但天災地変ニ依ルモノハ此限ニアラズ

第五條 前数條規約ノ條項外ニ予期セサル事故出
来致シ候時ハ、左ノ要員ト製造人ト協議ノ上臨
機処理スルモノトス

前項ニ選挙セラレタル人名左ノ如シ

鈴木久治 佐藤長治
佐藤忠太 中島亀五郎
高橋慶助

第六條 酒造用器具費ハ各部落ノ負担トス

第七條 酒造共同者氏名ハ別紙申込書ニ掲記スア
ル人名タル事

右酒類共同製造ニ対シ前数條規約候儀相違無之
候、依テ製造人及部落総代人連署規約書如件

酒類製造人

明治三拾五年壹月 湊 勇 吉^印

荒瀬組総代人

湊 貞 吉^印

同

高橋多喜松^印

同

佐々木国松^印

萱草組同

武田吉右衛門^印

根子組同

佐藤忠太^印

笑内組同

中島亀五郎^印

伏影組同

伊東九郎左衛門^印

同

伊東藤兵衛^印

同

伊東金治^印

幸屋組同

佐藤長治^印

幸屋渡組同

松橋房治^印

同

松橋宇太郎^印

同

松橋文左衛門^印

比立内同

松橋文蔵^印

同

松橋文治郎^印

長畑組同

上杉政吉^印

戸島内組同

鈴木清松^印

同

柴田留蔵^印

同

高堰三蔵^印

中村組同

鈴木久治^印

打当組同

鈴木米蔵^印

(共同酒造仕込米部落別割合表、略)

[史料9]

明治36(1903)年7月13日「杉杣組約約定書」

(湊榮興家文書813、豎帳1)

杉杣組約約定書

今般佐藤忠太ニ於テ字笑内細井勝之助・山田徳松
ノ兩名ヨリ買入候杉立木參百拾六本、代金參百八
拾八円、別紙買入書之通、此度双方合意之上組合
杣取協同致、右代金折半割ニテ金百九拾四円湊勇

吉ヨリ出金、佐藤忠太へ相渡候、然ル上ハ該杉柵
取売却ニ対ス損益ハ同等之権利タルヘキ事、約定
相違無之候、依之此証式葉相製シ壹葉ツ、所持ス
ル者也

明治参拾六年七月拾壹日 佐藤忠太[㊟]
湊勇吉[㊟]

杉立木売渡証

北秋田郡荒瀬村笑内俗称字田バタ

一、杉立木百拾本 (1銭印紙8枚)

- 内 壹尺五寸回り 参拾本
- 同 貳尺 回り 参拾本
- 同 貳尺五寸回り 五拾本
- 同 参尺 回り 拾壹本
- 同 参尺五寸回り 拾壹本
- 同 四尺 回り 五本
- 同 四尺五寸回り 貳本
- 同 六尺 回り 壹本

同上 字大フド

一、杉立木四拾参本

- 内 壹尺 回り 壹本
- 同 壹尺五寸回り 六本
- 同 貳尺 回り 参本
- 同 貳尺五寸回り 五本
- 同 参尺 回り 四本
- 同 参尺五寸回り 拾参本
- 同 四尺 回り 七本
- 同 四尺五寸回り 参本
- 同 五尺五寸回り 壹本

同上 字同

一、杉立木参拾貳本

- 内 壹尺五寸回り 貳本
- 同 貳尺 回り 五本
- 同 貳尺五寸回り 壹本
- 同 参尺 回り 四本
- 同 参尺五寸回り 壹本
- 同 四尺 回り 参本
- 同 四尺五寸回り 六本
- 同 五尺 回り 九本
- 同 六尺 回り 壹本

合計 百八拾五本

此売渡代価金五百四拾五円也

以上細井勝之助処有之分

同上 字金倉

一、杉立木四拾六本

- 内 壹尺五寸回り 貳本
- 同 貳尺 回り 四本
- 同 貳尺五寸回り 五本
- 同 参尺 回り 拾貳本
- 同 参尺五寸回り 九本
- 同 四尺 回り 貳本
- 同 四尺五寸回り 九本
- 同 五尺 回り 参本

同上 字大沢

一、杉立木五拾壹本

- 内 壹尺五寸回り 拾本
- 同 貳尺 回り 拾参本
- 同 貳尺五寸回り 拾本
- 同 参尺 回り 拾貳本
- 同 参尺五寸回り 四本
- 同 四尺 回り 貳本

合計 九拾七本

此売渡代価金百貳拾五円也

以上山田徳松処有之分

外ニ参尺八寸ヨリ以下壹尺五寸迄 参拾四本

内 参尺八寸ヨリ参尺迄 五六本

同 貳尺ヨリ壹尺五寸迄 貳拾九本

ノ参拾四本

此売渡代価金拾八円也

以上山田徳松処有之分

右杉立木代金受取、正ニ売渡候儀相違無之候、
尤モ伐採期限ハ今後参ヶ年間即参拾九年六月迄
ト為至重之注意ヲ以テ保管置可申、且ツ一切他
ニ故障無之、依テ売渡証一札如件

明治参拾六年七月拾参日 右 細井勝之助[㊟]

同 山田徳松[㊟]

佐藤忠太殿

余白

【史料10】

明治38(1905)年8月27日「産馬組合会々議録」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

(表紙)

「明治三十八年八月廿七日

産馬組合会々議録

」

明治三十八年八月廿七日産馬評議員会ヲ荒瀬村
地ニ開ク

出席員

武田吉右衛門 伊東藤兵衛 松橋房治
鈴木米蔵 渡辺七三郎 魚住友蔵
以上六名出席ス

午後三時三十分開会

議長〈産馬組長〉湊勇吉左ノ宣告ヲ為ス

一、三十七年十月中荒瀬村産馬組合ヲ組織ス来タ
リタルモ、右規則不完全ナルニ依リ、本日評議
員会ヲ開キ、産馬組合ヲ本日限り解散スマシテ
更ニ荒瀬種畜改良組合ヲ設置致シマシカラ、其
定款ヲ提出致シマス

定款ヲ朗読ス

一、定款朗読中午後四時鈴木佐治右衛門出席ス
午後五時五十二分産馬委員ヲ選挙ス

(得票数の記載、略)

右開票ノ結果ヲ報告、以上点数ヲ比較シ左記
式拾名ヲ当選者トス

湊 勇 吉
高 橋 慶 助
魚 住 友 蔵
佐 藤 忠 太
渡 辺 七 三 郎
松 橋 文 治 郎
湊 長 吉
柴 田 留 蔵
鈴木佐治右衛門
武田吉右衛門
中 島 菊 蔵
伊 東 藤 兵 衛
佐 藤 政 蔵
松 橋 房 治
上 杉 政 吉
鈴 木 久 治
鈴 木 米 蔵
山田理左衛門
畠 山 文 為 治
菊 地 又 五 郎

以上式拾名

一、定款中第四十一条、組長筆墨紙料金五円及第
四十二条交際費ヲ削除ス、其他原案之通可決ス
一、牝馬品評会開設ノ件、満場異議ナク決定ス
右ノ通決定ス

明治三十八年八月二十七日 湊 勇 吉[㊟]
鈴木米蔵[㊟]

松 橋 房 治[㊟]
伊 東 藤 兵 衛[㊟]
魚 住 友 蔵[㊟]
渡 辺 七 三 郎[㊟]
鈴木佐治右衛門[㊟]
佐 藤 政 蔵[㊟]
武田吉右衛門[㊟]

【史料11】

明治38 (1905) 年9月9日 「(伐採御届・杉丸太
売上書綴)」

(湊榮興家文書813、豎帳1)

伐採御届

北秋田郡荒瀬村字突瀬四十八番

一、山林杉立木百八拾五本 細井勝之助
同郡同村字金倉七拾貳番

一、山林杉立木百三拾壹本 山田徳松
計三百拾六本

但貳尺回ヨリ七尺回マテ

右兩人ヨリ買受候ニ付、本月九日より本月十二
日迄前書立木伐採致候間、此段及御届ニ候也

北秋田郡荒瀬村

明治三十八年九月九日 佐 藤 平 吉

阿仁合小林区署

御中

杉丸太売上書

一、杉丸太長サ十四尺末口三寸 三百本
但 壹本ニ付代価金拾六銭

一、同 十四尺末口六寸 貳百五十本
但し壹本ニ付代価金三拾八銭

一、同 長サ七尺末口四寸 五十本
但し壹本ニ付代金拾壹銭

一、同 末口五寸 三百本
但し壹本ニ付代金拾五銭

一、同 末口七寸 七十本
但し壹本ニ付代金貳拾銭

一、同 末口八寸 貳百本
但し壹本ニ付代金貳拾貳銭

一、杉長サ七尺丸太円経九寸以上百才ニ付金七拾
五銭<円経尺アルモノ上ヲ掛合則百才トナル>
(貼紙)「一、同 丸太末口九寸以上 六万才
五百六本、但 百才ニ付代金七拾五銭<百才
トハ丸太円経尺ノモノ掛合則百才トナル」

(下札)「本数取合千六七百卅本、代価計六百七十九円五十錢七百廿三円五十錢」

右木材本年十月ヨリ三十九年一月〇^{三十日マテ}鉦業所御構内木材置場へ相届売上可仕候、尤前書木数予算取調候得ハ、実地造材之上多少増減も可有之、此段御承知相成度、右売上願上候義相違無之候也

荒瀬村

明治三十八年 佐藤平吉

九月五日 湊貞吉

保証人

湊勇吉

古河鉦業所倉庫係
御中
余白

[史料12]

明治39(1906)年3月10日「(種馬処種畜種付に関する規程議案)」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

(朱書)「議案第 号」(空欄ママ)

本年四月ヨリ種場所種畜三頭出張ニ付左記各項ノ決定ヲ為サントス

種馬処種畜種付ニ関スル規程

- 一、種付所ヲ萱草部落字十二沢五拾五番地ト定ム
- 二、厩舎ハ前年構成セシメタルモノ二個アルモ、今回ハ特ニ洋馬壺頭ノ増遣(遣)ヲ与ヘラレタルヲ以テ、更ニ一個ノ設備ヲ為ス可ク、之ト同時ニ多少ノ器具ヲモ要スルニ依リ、費用約拾貳円ト定メ完成セントス
- 三、馬糧中燕麦ヲ各頭普通食量ニテ六十日以上ヲ支フニ足ル斛数ヲ購入セントス
- 四、武田吉右衛門氏ヲ世話掛ニ委嘱セントス
- 五、配遇(偶)牝馬ノ厩舎ハ武田吉右衛門氏ニ委託(託)セシメントス
- 六、牝馬持主ハ別項ヲ守ルノ義務ヲ有セシメン
イ、種付ヲ得ル為メ牝馬ヲ牽付タルモノハ必ズ牝馬厩舎ニ繋留スルコト
ロ、牝馬主ハ世話掛ノ指定スル扣所ニ居ルベキコト
ハ、牝馬主ハ少クモ一日ノ馬糧ヲ持参シテ自己ノ牝馬ヲ休養スベキコト
ニ、宿泊ヲ要スルトキハ左ノ標準ニ依リ自己ノ費用トシテ世話掛ノ指定ト目時ニ之ヲ差出スベシサシムルコトアルヘシ

人 一人ノ宿泊 金三拾五錢以内

人 一人ノ一賄 金拾五錢以内

馬 一頭ノ一宿泊厩舎損料金五錢

馬 一頭ノ繋留厩舎損料金五錢

ホ、前項馬ハ厩舎ト糧槽トヲ供スルニ止メ、食糧ヲ需メバ別ニ相当実費ヲ世話係ハ納付スルニ於テ始メテ之ヲ供ス

七、種付処設備ヨリ種付終局マテノ間ニ於テ種馬飼養上ニ要スル栄養費其他諸般ノ雜費ハ、第六項ヲ除クノ外配合牝馬頭数ニ賦課シテ牝馬管牽者ヨリ醸出スルコト

八、前項ノ支出ハ世話掛ニ於テ所用ノ都度種畜改良組長ハ申請シテ承認ヲ受ケタル后之ヲ整フベク若シ此承認ヲ経ザルノ費途アル時ハ世話掛ノ責任ニ帰ス

九、費用ノ賦課決算ハ世話掛之ヲ調製シテ種畜改良組長ヘ進達シ、組長ハ評議員会ノ議ニ附シテ決行スベシ

十、世話掛ニハ種付執行中ノ報酬トシテ金五円以上ヲ給ス

十一、世話掛ハ種付中一切ノ記帳ト録事トヲ為スベシ、録事ハ日々ノ晴雨氣候種付ノ各事項ニ到ル迄詳細之ヲ別記スルモノトス

右提案ス

荒瀬村種畜改良

明治三十九年 組長村長 山田理左衛門

三月十日

[史料13]

明治39(1906)年3月15日「記(濠洲牝馬浦霧号の飼養者議決につき)」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

(朱書)「荒種第一号」

記

佐藤忠太[㊦]

- 一、濠(豪)洲牝馬浦霧号飼養者 佐藤政藏
- 湊長吉

右本月一一日荒瀬村種畜改良組合評議員会ニ於、洋種種牝馬管理規定第八條ニ依リ飼養者ニ推薦シタルニ、全会一致ヲ以テ議決相成候ニ付、此段及御通知候也

明治三十九年三月十五日

荒瀬村種畜改良組合長 山田理左衛門

佐藤忠太殿

佐藤政藏殿

湊 長 吉殿

御三名回覧被下度候

追而同則第十二條ニ依リ誓約書並ニ牝馬借受証至急御差出相成度候也

[史料14]

明治39(1906)年4月27日「復命書(牝馬検査随行につき)」

(湊榮興家文書907、綴の一部)

復命書

本月廿三日馬匹調査ニ萱草・比立内ノ両所ニ出張被命

同日午前三時、山田村長・秋田種馬所出張官横井技手・郡書記成田ニ随行シ回村、萱草ニ着シ、直クニ調査ニ従事シ、出馬部落根子・笑内・萱草ノ馬匹数四頭六頭、引七頭ニシテ、五時三十分検査ヲ終了シ同日山田村長六時ニ帰場

同廿四日午前九時萱草ヲ出立、横井技手・成田本書記ニ随行、十一時比立内ニ着シ、午後一時幸屋渡り・比立内・萱草・長畑ノ四ヶ部落ノ出馬ヲ調査シ、午後四時三十分全ク検査ヲ了シ

産馬委員湊長吉出頭、勝地戸鳥内・中村・打当ノ三ヶ部落ニ更ニ態夫ヲ以テ明廿五日無減牽付クヘキ旨申遣シ置クヘシトノ事ニ付、木沢熊治ヲ雇ヒ回章遣シ、午後十一時ニ帰り

同廿五日午前十時三十分出馬、調査ヲ開始シ、其節ニ戸鳥内・中村・打当ニシテ出馬数貳拾四頭ナリ、検査終了セシハ午後三時三十分ナリキ

同廿六日、比立内出立、右所ト同様幸屋村へ出張シ、十時ヨリ出馬ノ検査ニ従事シ、十一時三十分ニシテ検査ヲ終了シ、正午十二時山田村長出張セラレ調査ノ実況ヲ陳具シ

午後一時山田村長ニ随行、横井一行ト同様大和淵ノ式頭ヲ検シ、夫ヨリ伏影ニ到リタルハ午後三時ナリ、同所ノ出馬ヲ検シ、直チニ出立シ萱草ニ横井一行ハニシ、同所ヨリ村長ニ随行、湊貞吉雇ト同行、午後七時三十分帰場シ

今日廿七日、萱草ニ出張シ

午前九時三十分、山田村長出張セラレ、根子・笑内ノ出馬ノ検査ヲ終ヒ、直ニ同所出立シテ横井ノ一行ト共ニ帰場シセシハ午前十時三十分ナリキ右復命致候也

明治三十九年四月廿七日 雇 菅 又 吉 太 郎^印
荒瀬村

村長 山田理左衛門殿

[史料15]

明治39(1906)年4月28日「荒瀬村種畜改良組合評議員会議事録」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

荒瀬村種畜改良組合評議員会議事録

一、洋馬厩舎ノ設備其他ノ件ニ付、明治三十九年四月二十八日評議員会ヲ開設ス

出席評議員

- | | |
|------------|----------|
| 一 番 山田理左衛門 | 二 番 高橋慶助 |
| 三 番 伊東藤兵衛 | 四 番 松橋久八 |
| 六 番 佐藤忠太 | 十二番 魚住友藏 |
| 十三番 鈴木久治 | 十四番 佐藤政藏 |
| 十五番 武田吉右衛門 | 十六番 湊勇吉 |
- 以上拾名

午後四時三十分一同着席

議長<山田>開会ヲ宣告ス、諸般ノ報告ヲナス

書記議案ヲ配布ス及議案朗読ス

議長<山田>詳細説明ス

一次会 質問ナシ

二次会 十六番<湊>厩舎設備命令ハ違背セラレサル事ナレトモ、匆匆卒厩舎ノ建設モ困難ニ付、当分萱草ニ於テ種付スル様議長ニ於テ其向ヘ請願相成タシト述ブ

六番・十三番・十四番賛成、満場同感

議長<山田>満場ノ賛成デシカラ三次会ヲ不要其向ヘ出願致シマス

建議案書記朗読

建議者十五番<武田>議長<山田>建議案ノ説明ヲナス

十六番<湊>本建議ハ議題トシテ本会ニ附議スルヲ可ト致シマス

六番・拾四番・参番、賛成ト呼ブ

一次会 質問ナシ

二次会 拾六番<湊>残雪ノ為メ牽付兼ネタル分モアリマシヲカ、又ハ分娩后一兩日ノ経過或ハ分娩期切迫ノ馬匹モ沢山アリマシヲト思エマスカラ此ノ事條情ヲモ書キ加エテ申請シデハ如何デシ

六番・拾四番・参番、賛成

議長<山田>満場ノ賛成テシカラ左様書キ合シテ申請致シマス

書記七号議案朗読

議長<山田>詳細説明ス

六番<佐藤>三ヶ町村ノ合格牝馬ハ何百頭デシカ
議長<山田>合格頭数百四拾四頭デアリマス
二次会 全会一致原案ニ確定
議長<山田>其レデハ兩件出願スルコトニ決定致シ
マス

議案第八号書記朗読

議長<山田>議案ノ理由ヲ説明ス
一次会 質問ナシ
二次会 異議ナシ
議長<山田>満場ノ御同感デシカラ三次会不要、直
ニ確定致マス

議案第六号書記朗読

議長<山田>佐藤政蔵君・上杉政吉君ハ辞退ニ相成
リマシタカラ、其他ノ御兩人ヘ御渡シ申スコト
ヲ議案ト致シマシタカラ、如何様トモ御詮議ア
ランコトヲ希望致シマス
一次会 質問ナシ

暫時休憩小会議ヲ開ク

三次会議長<山田>小会議ノ議決ニテ浦露号ハ佐藤
忠太君・湊長吉<不余者ナレトモ湊勇吉君代理>
ニ於テ引受ルコトニ成リマシタ、尤モ湊長吉君
ハ望ミナシトスレバ佐藤忠太君一人ニテモ引受
致シコトハ條件付デス、又庭草号ハ原案ノ通り、
然シテ明日迄ノ使用ニ費エタルモノハ先キニ五
ツ梨・庭草等ヲ予托(託)シタルトキト同額ノ
計算ニテ当組合ハ支弁ス、庭草号ニ就テハ鈴木
君ノ負担ト決定ニナリタノデス

二次会 十三番<鈴木>異議ナシ、十六番・六番
異議ナシ

議長<山田>採決満場起立確定
十六番<湊>前会議決ニ係ル種馬所種畜種付ニ関ス
ル規程中、第(空欄ママ)項即牝馬主負担スル
ベキ費用金八十銭ハ他町村ノモノニ就テハ当年
丈ケ収納セザルコトトセシト
六番其他賛成

議長<山田>採決満場起立確定
議長<山田>是レテニテ議事ハ総テ終了ニナリマシ
タカラ閉会致シマス

干時午後九時三十分閉会

本日決定セルモノ如左

- 議案第五号
- 同 第六号
- 同 第七号
- 同 第八号

建議秋田種馬所へ申請
右原案及決議次項ニ編綴ス
右ハ書記佐々木新助・一番・二番・三番・四番・
六番・十二番・十三番・十四番・十五番・十六番
出席ノ場ニ於テ之ヲ朗読ス

議長

明治三十九年四月二十八日 山田理左衛門

議員

- 高橋慶助
- 伊東藤兵衛
- 松橋久八
- 佐藤忠太
- 魚住友蔵
- 鈴木久治
- 鈴木佐藤政蔵
- 武田吉右衛門
- 湊勇吉

[史料16]

**明治39(1906)年(4月)「明治三十九年秋田種
馬所種畜種付願、牝馬検査日誌」**

(湊榮興家文書907、綴の一部)

明治三十九年秋田種馬所種畜種付願
牝馬検査日誌

一、明治三十九年四月二十二日午後、検査官秋田
種馬所技手横井七郎、同行者北秋田郡書記成田
重治郎到着、此日数刻前同所種畜左ノ通り三頭
到着

カンプーヤ サラブレット

山 夏 雑

英 成 同

一、四月二十三日午前検査開始

牝馬三十五頭 荒瀬本村ニ於テ
内訳

十七頭 本村

洋三 雑(空欄) 和(空欄)

九頭 阿仁合

洋一 雑三 和五

九頭 前田

洋五 雑二 和二

同日午後四十三頭 於萱草

内訳

六頭 根子

十一頭 笑内

二十六頭 萱草
合計七拾八頭

[史料17]

明治39 (1906) 年5月21日「復命書 (洋馬シド
ニー号受領のため出張につき)」

(湊榮興家文書892、綴の一部)

復命書

明治三十九年五月拾六日洋馬シドニー号貸下ニ付、受領ノ為メ北秋田郡矢立村白沢迄出張ノ命ヲ帯ビ、午前六時牽夫柴田木津三ヲ従ヒ出発
午後二時三十分、鷹巣停車場ニ於テ種馬所員富樫氏ニ会ス、式番列車ニ乗ス、白沢駅ニ下車、成田旅館ニ投宿中ノ横井技手ニ訪問、貸下ケ洋馬受領ノ為メ出張シタル旨申述タリ、十七日午前九時、横井技手ヨリ出発途中ノ命令書別紙ノ通り下付相成、受領書ハ別紙写ノ通り提出、午前十時シドニー号受領ノ上牽夫ト共ニ引卒 (率) 出発ス、釈迦内村ニ於テ横井技手ト同行指揮監督ヲ得、大館町其他ノ村ニ於テ休養セシメ、午後六時三十分鷹巣着、監督員ヨリノ手入事項等ヲシ既舎ニ入レタリ

十八日午前九時出発、七日市長岐氏ノ既舎ヲ借シ休養、相当ノ飼料ヲ与ヘ、午後三時米内沢着、渡部三之助既舎ヲ借シ収容シタリ

十九日午前九時出発、前田村庄司兵蔵氏既舎ヲ一時借シ休養セシメ、午後三時荒瀬村役場ニ着、午後四時萱草種付所着、異状ナク牧夫藤井金治ヘ引渡シ、午後六時帰場、此ノ旨種馬所ヘ打電ヲナシタリ

右復命候也

明治参拾九年五月廿一日

書記 佐々木新助[㊟]

受領書写

御所種牡馬シドニー号受領候ニ就テハ北秋田郡矢立村白沢ヨリ同郡荒瀬種付所迄牽付、途中ノ手入飼料其他監督員ヨリノ注意事項等一切命ニ遵ヒ可申ハ勿論、若シ途中ニ於テ馬匹ニ異状等有之候節ハ相当ノ処置ヲ致シ^{責任ヲ負ヒ}過怠可^不仕候、依テ責任証ヲ兼受領証一札如件

北秋田郡荒瀬村役場員

明治三十九年五月拾七日 佐々木新助

秋田種馬所御中

[史料18]

年月日欠 (明治39<1906>年5月)「種付牝馬合格証受領証 (根子部落の合格牝馬13頭につき)」

(湊榮興家文書907、綴の一部)

種付牝馬合格証受領証

洋種シドニー号

五号 上杉吉之丞 六号 山田卯之松
七号 山田祐太郎 八号 山田直蔵
三九号 山田保五郎 四〇号 佐藤弥助
四一号 佐藤伝蔵

雑種英成号

四〇号 佐藤儀助 四一号 山田長十郎
四二号 佐藤喜助

雑種山夏号

四八号 佐藤定吉 四九号 渡部七三郎
五〇号 佐藤半太

右御交付相成、正ニ受領候也

根子部落代表者

佐藤忠太[㊟]

荒瀬村種畜改良組合

組長 山田理左衛門殿

[史料19]

明治39 (1906) 年6月17日「願書 (渋沢号を荒瀬部落馬持一同により借用管理につき)」

(湊榮興家文書894、綴の一部)

願書

一、渋沢号

三回雑種黒鹿毛牡馬
産地青森県上北郡三本木
年齢 九歳
体尺 四尺九寸

特徴 額星 殊目正流 波分 右後白

右馬高橋多喜松借用管理罷在候処、当荒瀬部落馬持ト協議ノ上馬持一同ニ於テ借用管理仕度候間、願意御採用之上名儀 (義) 訂正御貸附ニ成下度、双方連署ヲ以テ此段奉願候也

北秋田郡荒瀬村

明治三十九年六月十七日 右高橋多喜松^〇

同 荒瀬村荒瀬

馬持惣代

湊 勇 吉^〇

秋田県産牛馬組合

組長 伊藤恭之助殿

[史料20]

明治39(1906)年9月16日「九月十六日協議会録事」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

九月十六日協議会録事

秋田県産牛馬組合事務所ヨリ種畜借入ノ件ニ付協議会召集、出席員湊勇吉・魚住友蔵・上杉政吉・中島亀五郎・佐藤忠太・鈴木米蔵以上六名、午後五時着席、左ノ通り決議シタリ、外ニ山田理左衛門<議長>

- 一、兼テ中島亀五郎ヨリ種畜借入願出ニ付、今回借用セントスル分ハ借入許可ノ上ハ同人ヘ貸付スルコト
 - 一、借入ニ関スル費用ノ晟部ハ当区ニ於テ補助シ、他ノ晟部ハ笑内部落ニ於テ負担スルコト
 - 一、牽付ニ関スル費用ハ笑内部落ニ於テ負担スルコト
- 右ノ通り決定候也

議長

明治卅九年九月十六日 山田理左衛門

協議員

湊 勇 吉
 中 島 亀 五 郎
 鈴 木 米 蔵
 佐 藤 忠 太
 上 杉 政 吉
 魚 住 友 蔵

[史料21]

明治39(1906)年10月6日「産馬協議会議事録」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

産馬協議会議事録

一、明治三十九年十月五日濠洲牝馬名義書替願其他ノ件ニ付協議会開会、出席者湊勇吉・鈴木久治・湊長吉・佐藤政蔵・中嶋菊蔵代理亀治郎・佐藤忠太代理隼人・鈴木半蔵・鈴木佐左衛門・山田理左衛門ノ九名、午前十一時着席、左ノ通り協議決定セリ

- 一、山田理左衛門ヘ特別貸下ヲ得タル「バルスエロン」種山仙号、青毛四才、当区長山田理左衛門ノ名ヲ以テ借用証提出、打当・中村・戸島内ヘ任カセ、中村鈴木久治方ニ於テ飼養セシメ、若シ三ヶ部落外ノ牝馬ニ種付ヲ望ムモノアルトキハ牝馬壹頭ニ付種付料金貳円五拾銭ツ、受授

スルコト

- 一、今後県産牛馬組合ヨリ種畜貸与ノ恩典ヲ得タルトキハ、幸屋・比立内ノ二ヶ部落ハ優先権ヲ有スルコト

但洋馬ナルトキハ幸屋、雑種ナルトキハ比立内、尤モ随意行動ヲ承認スルコトヲ以テ両部落中何レカ先ニ得ルモ当区ハ之レニ制裁ヲ加ヘサルコト

- 一、両部落ヘ貸下ヲ得ルニ就キテハ極力区長・副区長タル村長・助役ハ勿論区内一同ハ之ヲ前者ト等シク援助スルコト
- 一、曩ニ中島亀五郎方ニ於テ飼養、笑内部落種畜ノ補充ヲ為サシムル決定シタル二回種雑花車号ハ、笑内ノ外或部落ノ加入ヲ為シコトアルベキ■ヲ以テ之ヲ承認スルト同時ニ、其他ノ部落ヨリ牝馬ヘ種付希望ノモノアルトキハ一頭ニ付種付料貳円ツ、受授スルコトヲ承認シタリ
- 一、曩キニ決定スアル規定中、区内ニ於テ壹頭貳百円以上ノ種畜ヲ購買スルモノアルトキハ十分ノ三ヲ無利子貸下年賦償還セシムルノ件ヲ、本年度ノ阿仁合町糶場開設ノ際ヨリ実行スルコト但当区馬産ノ奨励ヲモ為スベキニ付、荒瀬村産ノ牝馬ニオヲ購買スルモノニ限ルコト、頭数ハ壹頭ニ止ムルコト
- 一、兼テ購入シアル燕麦使用残部ヲ現今ノ相場ニテ区内馬産特志者ヘ三俵以内ツ、ノ特売ヲ為シコト
- 一、阿仁合町糶場ヘ出場スヘキ才馬ノ日割其他ノ事項ヲ打合セノ為メ、阿仁合町糶場世話係ヨリ本月十四日開説会ノ通知可有之ニ付、当区ニ於テ左ノ委員ヲ定メタリ

湊 勇 吉 佐藤忠太 佐藤政蔵

- 一、右打合会ニ於テ才馬頭数ノ出場配当決定致シ可キニ付、各部落トモ才馬毛色・牝牡詳細取調、役場ヘ差出シ可キコトトシタリ
- 一、兼テ濠洲牝馬管理人氏名書替願ノ儀、三頭トモ当荒瀬村種牛馬区トナス、当区ハ湊勇吉・佐藤忠太・山田理左衛門ヘ管理セシムルノ事ヲ秋田県産牛馬組合事務処ヘ出願ノ件

以上協議決定候也

議長

明治三十九年十月六日 山田理左衛門

協議員

湊 勇 吉

佐藤政藏
湊長吉
佐藤隼人
中島亀五郎
鈴木佐治右衛門
鈴木米藏
鈴木久治

ラへ上願仕候ハ恐縮ノ義ニハ御座候得共、前叙ノ
次第荒瀬交尾場ヲ萱草ト変更相成候様御採用相成
度此段謹デ陳情仕候也

北秋田郡荒瀬村種牛馬区副長

明治四十年四月五日 佐藤忠太
秋田種馬所長
熊井駒之助殿

[史料22]

明治40(1907)年4月5日「種馬交尾場位置変更
上願ニ付陳情書」

(湊榮興家文書1007、綴の一部)

(朱書)「荒種甲第八号」

種馬交尾場位置変更上願ニ付陳情書
当荒瀬村種牛馬区ハ一昨年来御分遣被下候種牡馬
ニ依リ昨年来良駿ノ仔馬ヲ得、本年ノ糶場ニ於ケ
ル市価ノ増額<疑>無之、本年ニ至リテハ特ニ優駿
第二シユペルブ及カムブーヤノ二頭御分遣被下、
是他郡区ノ羨仰セルノトコロ、此義当区ヲ代表ス
深ク奉謝上候

柳(抑)当区ノ如キハ延長五里ニ亘ル長距離ノ村
落ニシテ部落十一・牝馬四百有余頭有之候処、内
役場所在部落荒瀬ノ如キハ牝馬三十頭ニシテ残余
三百七拾有余頭ハ荒瀬部落ヨリ略一里離隔セル萱
草以南奥部落ニ配在アリ、然レバ御指定ノ交尾場
役場所在地タル荒瀬ニテハ三百有余頭内不合格馬アリ一
里遠サカリタル交尾場ニ牽付ヲナスハ多数馬主等
ニ於テ当ヲ得サルモノトノ不満心アルト、又昨年
交尾場タル萱草ト荒瀬トノ物価ノ高下ノ為メ多数
馬主ガ費用ノ点ニ於テ損失ヲ招クトノ理由ノ為メ
交交尾場荒瀬ヲ萱草ニ変更アランコトヲ上願仕度
義ニ有之申候

由来種馬御分遣ノ趣旨ハ村ノモノニアラスジテ
県の或ハ郡ノモノナルハ不肖拙職ニ於テモ知了
セルトコロニ御座候得バ、御指定ノ交尾場変更ハ
不可能ノ事ヲ以テ先般牝馬主ノ協議会ニ於テモ弁
解候得共、多数ノ意見如何共致方無之、且ツ厩舎
新設費其他種付等ノ為メ村会ニ於テモ補助費トシ
テ既ニ九百八拾壹円ノ費用ヲ決議是ノ算額致シ置
キ、荒瀬トスレバ此外三百有余円ノ増加ヲ要スル
次第ニシテ何分貧村ノ負担ヲ難ズル義モ有之申
候、萱草ニテハ其中央ニ幸古家買受ノ予約為リ、
期日迄図面適當ニ改修交尾場外図ノ板塀及仔馬枠
等ハ欠クルトコロナキヲ期ス可申候、御趣旨ニ逆

[史料23]

明治40(1907)年4月14日「(荒瀬種牛馬区事
務引継目録および受領書)」

(湊榮興家文書1006、綴の一部)

前種牛馬区长山田理左衛門本年三月三十日辞任候
ニ付、拙者ニ於テ引継ヲ受ケタル簿冊、別紙之通
リニ有之候条、更ニ及引継候也

明治四十年四月十四日

元荒瀬種牛馬区长

荒瀬村长臨時代理者 山口為三郎^印
荒瀬村種牛馬区长 湊勇吉殿

別紙之簿冊正ニ受領候也

荒瀬村種牛馬区

区长

明治四十年四月十四日

荒瀬村长臨時代理者

山口為三郎殿

荒瀬種牛馬区事務引継目録

- 一、諸願届綴 当業者提出ノ分 明治三十八年以降 壹冊
- 一、乙号往復綴 同 壹冊
- 一、秋田種馬所種畜種付願牝馬検査日誌(明治三十九年) 壹冊
- 一、種付願 明治三十九年以降ノ分 壹冊
- 一、種畜改良組合会録事 明治三十九年 壹冊
- 一、発送収受事務名簿 同 壹冊
- 一、雑件綴 附組合発会式及産馬品評会書類 明治三十八年以降 壹冊
- 一、甲号往復綴 明治三十八年以降 壹冊
- 一、甲号往復綴 明治四十年 壹冊
- 一、甲号理事件録簿 同 壹冊
- 一、乙号往復綴 同 壹冊
- 一、乙号理事件録簿 同 壹冊
- 一、馬匹台帳 明治三十九年調 壹冊
- 一、当産案内 外三冊 壹冊

以上

外ニ

一、物品受払簿 明治三十九年 巻冊

佐藤政蔵
武田吉右衛門
佐藤隼人
高橋多喜松

[史料24]
明治40(1907)年4月22日「御願(種付所を荒瀬本村へ変更ならざる儀につき)」

北秋田郡長 前田復二郎殿

(湊榮興家文書909、綴の一部)

御願

一、萱草・荒瀬部落間道路中指定サレタル險悪ナル個処ハ、本月二十七日ヨリ五月一日迄無相違竣工スル方針ヲ以テ、本月二十四日区長會議ヲ開キ決定致候、若シモ異議等有之道路改修スル能ハサルトキハ、種付処ハ荒瀬部落ニ設置スベキコト

一、各馬主ニ於テ道路ノ改修ヲ承諾セス、且ツ種付処ヲ荒瀬部落ニ設置スルヲ肯セサルトキハ、種付処廢止セラル、モ異存無之コト

一、種付処ハ臨時昨年ノ厩舎ニ充テ、御指定ノ厩舎ハ御指示ヲ得テ何時ニテモ着手スヘキコト

一、種付処荒瀬部落ニ設置セラル、トキハ病氣ノ為メ牽付上不止得トキヲ除クノ外、出願頭数ハ残りナク拙者共ニ於テ責任ヲ負フテ牽付セシムルコト

但シ病氣ノトキハ獣医ノ診断書ヲ添フヘキコト

一、若シモ異議等有之為メ出願頭数十分ノ九以上牽付セシムルコト能ハサルトキハ、第二シユベルプニ対シル相当種付料ヲ支払フベキコト

一、荒瀬村各部落ニ於ケル牡馬ニシテ種牡馬証明書ヲ処持セサルモノハ、絶体ニ放馬セシメサルコト

若シモ右ノ牡馬ニシテ万一放馬等有之トキハ、如何ナル制裁ヲ加ヘラル、モ之レカ為メ種付処ニ対シ影響ヲ及ボシカ如キ行為ヲ為サスメサルコト

一、荒瀬村種付処御分遣ニカ、ル第二シユベルプ及カンプーヤハ、県告示ノ通り変更相成ラサル様御願度事

右ノ件々堅ク恪(ママ)守可仕候ニ付、種馬種付処ハ本村へ設置変更ナラサル様、御詮議相成度此段奉願候也

荒瀬種牛馬区長

明治四十年四月二十二日 湊 勇 吉

主立者

山口 為 太 郎

[史料25]

明治40(1907)年4月24日「(区長・産馬委員協議會議事録)」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

明治四拾年四月二十四日荒瀬村区長及産馬委員協議會

明治四十年四月二十四日午後三時三十分開會出席者

佐藤忠太 山口為太郎 松橋久八
中島亀五郎 佐藤政蔵 湊貞吉
松橋四市郎 松橋易之助 武田吉右衛門
松橋留治 高橋多喜松 鈴木久治
鈴木佐治右衛門 十三名 欠席打当・伏影

一、種牛馬区長湊勇吉欠席ニ付、副区長佐藤忠吉會長席ニ着ク

會長<佐藤>開會ヲ宣告ス

高橋多喜松ヨリ種馬処出張ノ狀況ヲ報告ス
午後四時三十分魚住友蔵出席ス

議案 荒瀬・萱草部落間道路修繕ノ件

湊貞吉曰ク、今回ノ修繕ハ種牡馬分遣ニ付テ必要トシテ修繕スルモノナルニ於テハ馬主ノ負担ヲ以テスルヲ至当トス、然レトモ今後永遠ニ一般ノ負担ヲ以テスルトスレハ別問題ナリ

中島亀五郎曰ク、ノ第一項迄ハ同感アリマス湊君反対スマシ本道路ヲ修繕スル以上

高橋多喜松曰ク、湊中島君ニ賛成ス
佐藤會長 他ニ御異議アリマセンカ

満場異議ナシト呼

佐藤會長 湊君ノ御異意見ニ満場御異議アリマセンカラ湊君ノ説ヲ以テ確定致シマス

會長佐藤 馬主ニ於テ修繕スルコトニナリマシカラ、随テ種馬区ニ於テスルコト着手スルコトニナルノデアリマシ、就テハ今回小林郡書(記)調書ニ依レバ総テ百五拾円ノ費用ヲ要スルコトニナツテ居リマシカラ、其費用途及方法ニ就テ御討議アリタイ

會長佐藤中島亀五郎 本員ノ考ニハ種馬区ニ於テ村税ヨリ金參拾円ノ補助金ヲ仰キ、其範圍ニ於テ

修繕セシト思マス 幾王期興ハ四月二十
先百選トスルコト
 満場賛成ス
 佐藤会長ノ説ヲ以テ確定議トス
 会長佐藤 修繕方武田吉右衛門氏ニ受負ヲ願タイ
 満場賛成ス
 武田吉右衛門 承諾シタリ
 会長佐藤 厩舎新築ニ関シテハ相当ナル委員ヲ設
 ケタイト思マス
 午後六時湊勇吉出席ス
 中島曰ク厩舎新築ニ関シテハ別段委員ヲ置カズト
 モシテ区長及副区長ニ於テ十分監督シテ呉タイ
 満場同感トス
 会長佐藤 中島氏ノ説ニ満場賛成ニ付左様決定シ
 マス
 右ノ通り決定候也

会長
 明治四十年四月二十四日 佐藤 忠 太[㊤]
 同
 湊 勇 吉[㊤]
 会員
 山口 為 太 郎
 松 橋 久 八[㊤]
 中 島 亀 五 郎[㊤]
 佐 藤 政 蔵[㊤]
 湊 貞 吉
 松 橋 四 市 郎[㊤]
 松 橋 易 之 助[㊤]
 武田吉右衛門[㊤]
 松 橋 留 治[㊤]
 高 橋 多 喜 松
 鈴 木 久 治[㊤]
 鈴木佐治右衛門[㊤]
 魚 住 友 蔵

[史料26]
 明治40(1907)年4月25日「(種付牝馬検査日
 ほかにつき通牒)」
 (湊榮興家文書1007、綴の一部)
 (欄外押印3点)
 北農第五六六号
 明治四十年四月二十五日
 北秋田郡書記 藤 田 成 以[㊤]
 荒瀬村長代り 山口 為 太 郎殿
 貴村ニ於ケル種馬所種付牝馬検査日並ニ牽付夫差

出方ニ就テハ昨日電話ヲ以テ及通知候通りニ付、
 世話掛ト御協議ノ上検査当日ハ多数牽付セシメ不
 都合無之様致度、若シモ牽付馬匹少数ニシテ種馬
 処ノ意向ニ反スル義等ノ事アリテハ良駿種牡馬ヲ
 得ル上ニ於テ頗ル不利ノ境遇ニ立ツニ至ルベキコ
 ト、被考候条深ク御注意相成度、依命此段及通牒
 候也

記
 一、二十八日午後十二時四十分鷹巣町駅着ノ予定
 ニ付、同時割同時刻迄到着ノ見込ヲ以テ牽夫差
 出候コト
 一、検査日
 四月三十日 前田村
 五月一日 旅行日
 五月二日・三日 荒瀬村

[史料27]
 年欠(明治40<1907>年)7月6日「(牡馬種付完
 了につき礼状)」
 (湊榮興家文書1007、綴の一部)
 牧夫婦へ託ス、慎テ呈愚書候、湿暑之候益御安泰
 被遊御座候段敬賀之至ニ奉存候、陳ハ過日御巡回
 之節ハ万事御仁憐ヲ蒙難有仕合奉存候、御高德ヲ
 以種付中牡馬異状も無之、始首尾能交尾相済、本
 日ヲ以帰途ニ相向ヒ一同大悦罷在申候、然ルト雖
 とも交尾頭数ニ御予定ニ不充ハ誠に以○遺憾之至
 ニ奉存候得とも、実ニ馬匹春情之季に際洪水之為
 茅艸及鳥坂両橋落橋水害ヲ蒙ノ不幸より不得止之
 不都合ニ立至候次第も有之候へハ、此辺宜敷御賢
 察被成下度奉存候、別条も無之、右御礼旁々奉申
 上度、如斯ニ御座候、敬具
 荒瀬産種牛馬
 区長
 湊 勇 吉
 七月六日
 熊井駒之助様閣下
 追テ些少之至ニ候得とも当地産物片栗式斤呈上仕
 候

[史料28]
 年月日欠(明治40<1907>年12月)「(馬蹄の手入
 方注意につき回章)」
 (湊榮興家文書1007、綴の一部)
 (朱書)「扣、廿日岩谷氏回付ス」
 回章ヲ以テ申進候、今回馬匹寒造ノ季節ニ付岩谷

獣医巡回為致候間、例年ノ如ク寒拵ヒ候様致度、猶式歳馬蹄拵置候事ハ尤モ重要ノ次第ニ存候、荒瀬沢・小又沢ハ実ニ産馬地ニ有之候処、平素馬匹ニ手入候事ハ甚タ冷淡ニ過キ候故、ソレガ為メ軍馬買上ニモ外レ候事間々遺憾之至リニ存候、昨秋阿仁合町糶地御出張軍馬購買官ハ馬蹄ニ手入方注意可致趣大ニ説明等モ有之候ヘバ、馬持中ヘ右等ノ議御説示候様相成度、将来馬産上ノ為メ如斯申上候、岩谷氏は迄ノ通り年三ヶ度ニテ母馬壺頭ニ付金貳拾錢、式才壺頭ニ付拾五錢手数料申受候事ニ咄合致候間、可然御同氏ト御協議相成度候、右可申進候、余岩谷氏口上御相談可致候、早々、以上

牛馬区長
湊 勇 吉
村長
佐 藤 忠 太

萱草伏影笑内根子
幸屋渡 幸屋比立内長畑 各部落
戸鳥内 中村打当 区長御中

[史料29]
明治41(1908)年3月22日「記(牝馬牽付のため臨時渡船増派につき)」

(湊榮興家文書909、綴の一部)

記

一、萱草橋流失ノ結果、臨時渡船中種付所ヘ牝馬牽付ノ為メ一層交通ノ困難ヲ来タシ、武田吉右衛門ニ於テ船夫ヲ増派シタル分、実費金拾五円〈見舞金五拾銭分〉ヲ種牛馬区ヨリ支給相成度、此段申進候也

産馬評議員
明治四十一年三月二十二日 佐 藤 忠 太[㊤]
鈴木佐治右衛門[㊤]
佐 藤 政 蔵[㊤]
鈴 木 米 蔵[㊤]

荒瀬種牛馬区長
湊 勇 吉殿

[史料30]
年月日欠(明治41<1908>年4月)「(雇菅又吉太郎の出張等に関する覚書)」

(湊榮興家文書1006、綴の一部)

一、種付願書取纏トシテ幸屋外六ヶ部落ヘ○出張

セシメタリ

四十一年三月六日出発、十三日帰場
十四日本村取纏、午後八時マテ

一、前同断中田四ヶ部落ノ取纏方ハ、日数三日ヲ以テ中島亀五郎ニ依嘱セリ

四十一年三月七日役場ヘ出頭、日帰り

一、牝馬検査牽付方勧誘トシテ、雇菅又吉太郎ヲ各部落ニ出張セシメタリ

四十一年四月廿七日出発<廿九日帰場ノ途中萱草ヨリ再出張セシム>、同五月一日帰場

一、種付所襖障子及迎ニ方、雇伊藤喜惣郎

四十一年四月廿五日ヨリ同廿九日ニ至ル五日

[史料31]

明治41(1908)年5月3~5日「(濠洲牝馬庭草号斃死届)」

(湊榮興家文書1007、綴の一部)

御届

一、濠洲牝馬庭草号

右難産ノ為メ只今死亡候間、此段御届申上候、以上

明治四十一年五月三日 山田理左衛門[㊤]

北秋田郡荒瀬村種牛馬

区長 湊 勇 吉殿

今朝御届申上候通り濠洲牝馬庭草号死亡ニ付、秋田県産牛馬組合事務処ヘ打電指揮ヲ請ヘ候処、別記電令ニ有之候故、取計及度候間、御了承宣布御処理被成下度、此旨奉願上候、以上

明治四十一年五月三日 山田理左衛門[㊤]

北秋田郡荒瀬村種牛馬区長 湊 勇 吉殿

馬斃死届

一、濠洲牝馬庭草号

毛色 青毛

体尺 五尺五分

年齢 十歳

蹄号 三百三十二号

右馬本月三日午前 時○難産ノ為(空欄ママ)斃死致候間、別紙獣医診断書相添此段及御届候也

北秋田郡荒瀬村種牛馬区長

明治四十一年五月五日 湊 勇 吉

秋田県産牛馬組合組長 伊 藤 恭 之 助殿

(電報頼信紙ほか文書4点、略)

[史料32]

明治41(1908)年5月3日「御届(濠洲牝馬庭草号埋葬につき)」

(湊榮興家文書1007、綴の一部)

御届

一、農商務省御貸下濠州牝馬青毛庭草号難産ノ為メ死亡致シタルヲ以テ昨年中秋田県有馬山仙号解剖埋葬シタル阿仁合町山田理左衛門処有字畑町東裏山林内へ埋葬候ノ儀、右故庭草号飼養者タリシニ付該庭草号ノ遺骸ヲ埋没スルコトト致シ候間御了承相成度、此段御届申上候、以上
明治四十一年五月三日 北秋田郡荒瀬村種牛馬区長
米内沢分署巡查部長
派出署長 石井達之助殿

右分婉御届ニ及候也

北秋田郡荒瀬村

明治四十一年十一月十日 湊 勇 吉

秋田産牛馬組合御中

[史料33]

明治41(1908)年5月21日「(濠洲牝馬浦霧号斃死届)」

(湊榮興家文書1007、綴の一部)

拙者飼養致候濠洲牝馬浦霧号本月十九日午前三時斃死致候ニ付、斃死後ノ手續別記書類差出候間、其向可然御取計相成度此段及御依頼候也

濠洲牝馬浦霧号飼養管理人

明治四十一年五月廿一日 佐藤忠太
濠洲牝馬浦霧号借受名義人
山田理左衛門殿

記

- 一、電報往復文写 四葉
- 一、検案書 壹葉
- 一、死体受領書 壹葉
- 一、死体売却代金 参円

以上

(添付書類3点、略)

[史料34]

明治41(1908)年11月10日「分婉届(庭草号難産のため斃死につき)」

(湊榮興家文書1007、綴の一部)

分婉届

一、洋種牝馬 号(空欄ママ)
血統 父洋種 シユヘルフ号 秋田種馬所
母濠洲牝馬 庭草号
生年月日 明治四十一年五月三日 難産之為則ニ母字共斃死セリ
毛色及徴特 青毛額星